

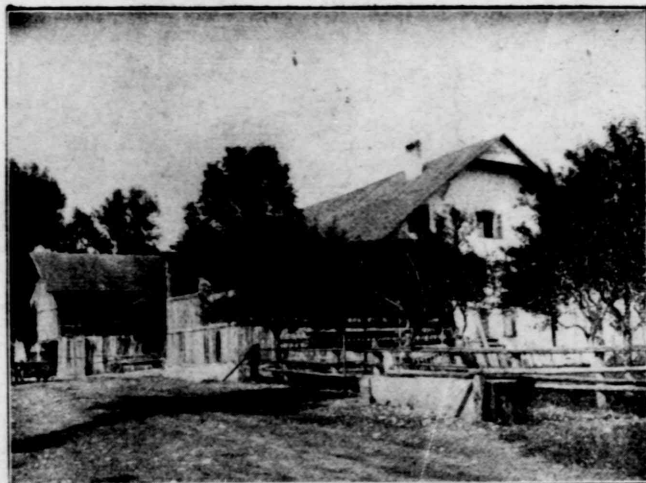
刑 政

號 月 六

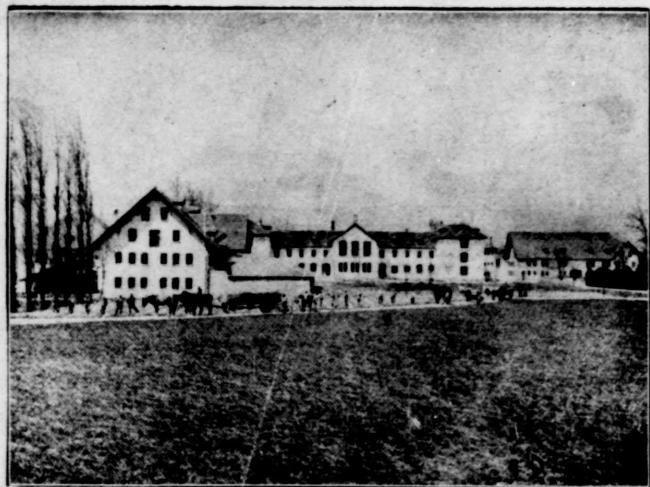
行發會協務刑
法
人

刑 政 第參拾九卷第六號 目 次

◇ 不定期刑を採用すべきか	(卷 頭 言) (一)
◇ 私共の教誨の根據	富井隆信 (二)
◇ 社會防衛の思想 (二)	本會囑託 井上忻治 (七)
◇ 受刑者の累進處遇 (完)	法學博士 泉二新熊 (三三)
◇ 受刑者の觀たる一米國刑務所 (三)	堤 隆 (三三)
◇ 無期刑者心理三變轉の考察とその教誨	藤岡宣教 (三六)
◇ 諸 家 諸 說 (守屋榮夫、大倉林平、豊島直通、鷺尾順敬)	(三)
◇ 刑 獄 聞 集 (その三)	香 川 生 (三)
◇ アメリカン・プリズン・アッシャーシヨン例年會議 (海外時報)	(四〇)
◇ 血あり涙ある名判決	(五)
◇ 安 樂 椅 子	(五)
◇ 醇 風 美 俗 と 法 律	檢事總長 小山松吉 (六)
家庭のページ、地方だより、叙任辭令、刑務令規、本會々報、行刑統計、其他	



1891年に於ける瑞西ウイツウイム刑務所
【本誌17頁泉二博士談参照】



それが1914年にはこんなになつた



もと沼地で泥炭の出るところを耕作地にしてゐる



ユツスホーフ於ける同刑務所所屬の労働ホーム

不定期刑を採用すべきか

四月刑務所長會同に際して不定期刑は成年受刑者に對しても之を採用してよいかといふ問題が提出されました。これに對する所長方の答申は總ての受刑者に之を採用してよろしいといふにありました。わが國に於ける不定期刑の實施は大正十一年一月以來の少年法によるそれのみであります。實施以來僅かに四年有半に過ぎないので所長方の答申が經驗に基いたものでないことは勿論であります。けれども、不定期刑が理論的に考證され始めたのは今より四百年前の一五三二年のことでありまして、その長い間の理論の研究と定期刑に於ける犯人改善の無力とは何れの日にか相倚つて新なる實驗に導かなくてはならなかつたのであります。責任の程度と刑の量とを對比せしめんとする罪刑法定主義は犯罪撲滅に對して全責任のある刑務所長の嚴守すべきものではありません。

罪刑法定主義の觀念の下に、犯人の行刑經過に無知識な裁判官に刑の量定が委ねられて居る間は正しく刑務所長は行刑效果に對して木偶でなくてはなりません。

當て現行刑法制定當時本會が實務家に新刑法に對する所見をただしたときに坪井君（現大阪）印南君（現神戸）等はしきりに不定期刑の採用されなかつたことを遺憾とせられたものであります（監獄協會雜誌第二〇卷第二號）恐らくわたくしの上述したことがその一理由であつた様に思はれます。此等の往平の主張は今亦繰返されたのであります。そしてそれが繰返されることは刑務所長として寧ろ當然とせざるを得ないことでもありますけれどもわたくしには未だ〳〵世の中がしかく此の問題に對して諒解ありとに考へられません。

今や現行刑法は改正の途にあるそうです。定期刑の下に長らく屈從して居たわれ〳〵は更に〳〵に繰返して此の主張を續ける必要はありますまいか。（夢）

私どもの教誨の根據

□——眞宗教義と倫理——□

富井隆信

倫理は自身を善導して、合理的の意志をたもち、行爲をあらはさしめんとする法である。

われ／＼の意志及び行爲が功利的結果に合致するのを合理的と認めてゐる。

社會人類の福祉を主なる目標として、自己をその目標に近進せしめんと努力するのが倫理である。

宗教は對外的の福祉よりも、内在する動機を淨化せんとするものである。

對外的と内在的、功利的と動機的と、まづ大體かうした相違が、倫理と宗教との立場の上にあると見てよからふ。しかして宗教の中で、また淨化能力を自己に肯定するのと否定するのとの區別がある。これを自力、他力の別といつてゐる。

宗教と倫理は其の立場に相違があつても、廢惡修善の効果を自己の努力に期するものは均しく自力である。

眞宗教義は他力宗である。どうしてそんな教義ができたかといふに、それは深尅悲痛なる内觀から産み出されたのである。

自己が自他の福社増進のために盡くすことは望ましいことであるが、しかしそれが善人とならるゝといふ満足

と、徳望をあつめんための虚榮心に釣られての勉強ならば偽善である。と云つて、退いて動機を淨化する工夫を凝らすに専らなることが吾々に可能であらふか。

往昔は知らず、後世も知らぬが、現代の人間といふものの實際は何うだ。新聞にどんな報道が出る？。雑誌の何種の記事が多くの人々の興味を惹く？。親は子の教育に心配してゐる、學校は多くなりて教育の程度は進んでゆく、政治も經濟も多少づゝ改善はされてもゆかふが、虚榮浮華、懸と名譽、争鬭と排擠、これが人間生活の地盤である。この地盤の上に立つて善人となり善者となり經世家となつても、功績は顯れもしやうが、大ていはそれがその人の商賣で、動機からいへば虚偽の善でないものは稀れであらふ。高い勳章をつけてゐる人は功業のあつた人に違ひない、されどもそれは必しも尊い人ではない。一世の師表たる學者必しも正實の人とは云はれぬ。智慧もあり、役に立ち、功果を擧げて、眞の善人とはいはれぬ。よく人格者だと推讃するが、法律上の犯罪者にならぬ程度の人格者に眞實善の要素が含有されるとは思はれない。

◇
動機を淨化しやうとつとめるならば、それこそ山へでも入つて、世縁俗塵を絶つ位でなければ望まれぬことだ。まさかそれほどまで眞劍一途になれもしないが、よしなつて見たところで、醜質を發揮する上の程度の相違ぐらゐで、人としての醜質を改良することは至難なことであらう。その至難をやりぬかうと勇猛精進した偉人傑物も古來有つたやうだが、吾々はさういふ實驗がないから領解らぬが、眞宗教義を唱へた親鸞はその實驗者の一人であつた。親鸞の實驗の結果は、しかし甚だ消極的なものであつた。到底吾々人間の力を以てしては生得の醜質を改良することは絶望だといふのである。それはいかにも無氣力なやうに聞えるが、親鸞のいふ所では、曠劫以來

の吾々の心は愛憎に汚染して、之を解脱しやうと努めても、努力そのものからが眞實無垢のものでない。しかるを制くまで剛勇の氣を負ふて其の成功を期するのは、わが心の本質を徹照せざる憍慢自負の頑勇である。『一切の群生海、無始より已來、乃至今日今時に至るまで、穢惡汚染にして清淨の心無し、虚假諛偽にして眞實の心無し』一切凡小、一切時中に、貪愛之心常に能く善心を汚し、嗔憎之心常に能く法財を燒く。急作急修して頭燃を灸ふが如くすれども、衆て雜毒雜修之善と名づく、亦虚假諛偽之行と名づく、眞實の業と名づけざるなり。此の虚假雜毒之善を以て無量光明土に生ぜんと思ふ、此れ必ず不可なり。』と言つてゐる。勇猛精進の修善を認めはするが、その至切の情を敬嘆はするが、さうした自力修善の結果は究竟の眞實とは認められないのである。親鸞は自力修善の道程に満足するには餘りに自省内察が深かつた。親鸞が瞻仰する眞實は、自力で完成し得るには餘りに高かつた。深き省察を抱いて悲泣呻吟した彼は忽然として光明に觸れた。それは自己が作るものではなくて、絶待至上のものであつた。この大眞實の光の中に一切のものが該羅包攝せらるゝことに氣づいた。自力は見戲のやうなたわいのないものだ、そんなたわいのないものは打ち遣るがよい。自己が善であらふが、惡であらふが、虚偽であらふが、雜毒であらふが、わがはからひを交ふる必要はない。善惡ともにわがはからひは人間の地盤をなれぬものである。歩道と幾層上露臺とは高低の距離はあつても、同じく地につくものであるやうに、善惡の別はあつても、自力は人間の地に立つものである。地も天も該羅し包攝する。洋々蕩々、至大至妙の力、大眞實大光明は、自力の戲を端りぬいて噴出した泉であつた。この無待の力を他力といふのである。他力といつても他人の權で相撲をとるが如き意味では無い。親鸞は常に如來の誓願力とか、本願力とかと稱へてゐる。又自然法爾といつてゐる。『自然といふは「自は」おのづから』といふ、行者のはからひにあらず。『然といふは「しからしむ」といふことばなり。』しからしむといふは、行者の計にあらず、如來の誓にてあるが故に『法爾』といふ

「法爾」といふはこの如來の御誓なるが故に然らしむるを「法爾」といふなり。法爾はこの御誓なりける故に、およそ行者の計の無きを以て、この法の徳の故に然らしむといふなり。親鸞は自力をすて、わが善惡をかへりみず、善直に本願力の懷にとびこむのだ、とびこんで法徳の力にまかせろのだ、それが他力である。それがわれ／＼の行くべき唯一の道であると領得した。それを信心又は念佛と名づけてゐる。親鸞は前半生を自力苦修と先哲古徳の著述の涉獵とに費して、飽くまで自力の無能に戰慄し、深く他力攝取の矜哀に感激し、『如來大悲の恩徳は身を粉にしても報すべし、師主智識の恩徳は骨をくだきても謝すべし』といひ、『彌陀の名號となへつゝ、信心まことにうるひとは、憶念の心つねにして佛恩報ずるおもひあり』といつて、一生は唯報恩感謝の生活であらねばならぬことを唱へた。しかして報恩の方法は

一、出世間的では自ら信するごとく人をして信ぜしめ、教法宣傳を普ねくすること。
二、世間的では社會人類の福祉をはかり、倫常の彙徳を守るべきことであると示してゐる。

『念佛まをさん人々は、わが御身の料は思召さずとも、朝家の御ため、國民のために、念佛をまをし合せたまひさふらはいめでたう候ふべし。往生を不定に思召さん人は、まづわが身の往生を思召して御念佛さふらふべし。わが身の往生一定を思召さん人は、佛の御恩をおぼしめさんに、御報恩のために御念佛こゝろに入れて申して、世のなか安穩なれ、佛法ひろまれと思召すべしとぞ覺え候。』

然れば親鸞の教義は、自力の修學修行もなく、倫理道徳もない、政治經濟も法律刑罰もあるべきでない。自力は暗夜だ、暗夜の中で盲滅法に騒ぎまわつたとて、何が善、何が惡だ。われ／＼に要することは暗夜を去て光明に出ることである。そこに學も倫理も政治も法律もあつたが、それは他力の大師に報謝する方法であるのだ。他力の信と、その信より流動する報謝の外に人生何ものの眞實があらふといふのである。これが眞宗の教義で

ある。

私どもは親鸞のやうに自力無能の實究はない。又倫理の躬行に精進した経験もない。然れども自分が愛慾瞋憎の傀儡であり、しかもその愛憎から超脱し得る自信のなきことは十分に領解ができる。況んや實存體驗の先達たる親鸞から、唯、今生ばかりが悪深く力浅いのではない、曠遠の過去より常流常流轉を餘儀なくされてゐるほど吾々の素質は陋劣低下のものであると教へられては、泣いても及ばぬ自分のみじめさを愁歎するばかりである。思ふても見よ夢、如く生れ夢の如く死し、而して生くる間は夢の如くに肉と血よとて過ぎしゆくのでは無いか。暗中に摸索し、利欲に怨親し、諍ひつ、わめきつ、昨日今日とて老ゆるのではないか。醜念をつゝむ五尺の醜骸萍々として月日流るゝものが自分であると思ふとき、われは文字通りの走屍行肉に外ならぬ。然るに一遍の至上力、それが智慧の光となり、慈悲の焰となりて躍動したのが、如来の弘誓願、救済力で、無限無礙に一切群生を攝取する。この願力こそわが走屍行肉に永遠の生命を與ふるものである。げに起死回生の妙方。自力の我は命終して、永遠の生命を有つ我は生れ出たのである。新生の喜びは感謝となり、感謝は報恩の行となる。報恩は心には機法一體にして常念佛、身には倫理道德の實踐これを勵み、これを努むるが、信心の行者の一生であると説く親鸞の教は、實に自然で、徹底して、私どもに最も切實であると感じられて、一途に其教を信奉せずにはられぬのである。

それ故に私どもは信仰を離れて人生なく、信仰を外にして倫理なしと見る眞宗の教義に據つて教誨するのである。(完)

社會防衛の思想 (二)

■ ■ ■ 刑罰個別化の理論的背景 ■ ■ ■

井 上 忻 治

三

かくの如く、正則人の觀念は餘りに單純であつて、現實の必要に應ぜぬのみならず、個人と世界との關係に於ても、この觀念はまた余りに單純である。人間は久しく宇宙の中心と考へられた。そして人間が宇宙の一部を成すのは、恰かもワグネルの交響樂に於て、各別の唱歌が交響樂の體系の一部を成すのと一般である。世界には無數の律動が無限に交錯して、最大の交響樂が構成されて居る。そこには無限に雜多なる韻律の變化の間に、自のづから階調が支配して居る。人類社會はまたこの大交響樂の一部である。そしてそれが、類社會に關するかぎりには個人が社會に對する意義と價值とは、各別の唱歌の意義と價值とが交響樂の全體の階調を條件としてのみ考へられすと同時に、またこの階調は唱歌の殊別的價值によりてのみ成立し得るのと一般なのである。

世界は物理的、化學的、知力的、道德的諸要素の複合である。世界は形態や、力や、機制や、運動やを殊別化し、差別化しながら絶へず展開する。世界は生物と無生物との間の關係を絶へず集成する。その錯綜せる雜多なる全體の間に、不幸や、病氣や、頽廢や、無知や、惡徳や、激情や、これ等の放縱生活や貧困生活の諸徴候は、

健康や、美や、豊福や、労働や、これ等の充實した生活の凡ての表現と結合される。犯罪の舞臺は正直たる活動のそれに伴隨する。犯罪に有益なる諸勢力と有害なる諸勢力との交錯紛糾せる渦巻きの中に混鳴する一つの流れに外ならないのである。

極度の冷熱の間に寒暖計の記録する無数の温度が存するがように、完全なる知力的又は生理的健全者と癡癲や不治病者との間には、無数の段階が見出される。善事をのみ追行する正直なる人と、惡事をのみ追求する漫性的犯罪人との間にもまた無数の中間帯が存する。それ故にこの中間帯を等閑に附して、凡ての人間を十把一からげに一つの單位に統一し、有責なる正則的犯罪人と然らざる者との間に、一刀兩斷的の境界線を引いたのは、確かに謬りであると言はねばならぬ。かような概括的な單純な型式を金科玉條とする傳統的刑法と刑事裁判とが絶へず化生しつゝある生きた實在の流動性や、雜多性や、複合性に適合しようはずがないのである。

四

傳統的刑法は、十七、八世紀の哲學と共に意思の上及びす理性の無限なる力を信ずると同時に、意思を人格化して、これを以て人生行路の東道たらしめようとするものである。しかしながら、これまた余りに單純な、余りに抽象的な考へ方である。固より原始人は雲の行き來や、葉末の露の滴にまで意思の働きを認めた。古い心理學は自由意思に道德的人格の基礎を置いた。しかしながら我々の體驗は最早我々の意思を實在から引離された抽象化の概念として考へることを許さない。我々の現實の活動は我々の現實の性格に制約される。顯在意識と潜在意識、本能と反射、想像と知見、これ等の混交、これ等の交互作用が生きた人間を構成するのである。知的自由意思はこの心的機能を正確に表現する言葉ではない。生きた人間は自由意思を前提としたクラシツク風の責任とい

ふような難義な道よりも、もつと容易い道を取つてその目的のために進んで行くのである。

我々は我々に與へられたる無数の影響を研究せねばならぬ。そして一度我々が人種、氣候、社會的環境、神經組織、遺傳、素質、精神の發達程度等、これ等の諸因子に歸せらるべき影響の程度を量定して見たならば、我々は決してそこに完全なる責任の條件を見出すことは出来ない。そこには常に意思の正則なる働きを妨げる無数の原因が発見されるに違いない。従つて我々の見出すものは、決してデカルト哲學の所謂の理性人ではなしに、パスカルの所謂感覺人 (*Votre de sensation*) で在らねばならない。かようにして、そこには屢々暗い宿命の力によりて、秘密の糸を操られて居る一個の惨じめた傀儡が発見されるであらう。

加之、我々が日常遭遇する多くの實例を取つて見れば、傳統的理論と社會の實在との間に見出される不調和を明らかにすることは極めて容易なことである。例へば酒精中毒のときは殺伐なる暴力的犯罪の最も大きな供給者であると同時に、また責任の最も有力な破壊者なのである。若し責任が刑罰の基礎であるとすれば、裁判官は恐らく暴行犯人の大多數をば全然無罪にするか、若しくは極めて輕微な處刑に止めるか、その何れかであらねばならない。労働階級の中には自から労働を嫌忌し、酒色に耽りながら、日々糧に窮迫せる妻子を虐待する類發者がある。そしてこの擧げすべき場面は頻繁に展開されて、遂には殺傷の怖るべき悲劇の一齣にまで展化する。ことがまれでないのである。然るに現今の社會はこの悲惨なる家庭の破壊を防止する力なく、國家は適當なる時期に於て、これに干渉する權利のない事實は、確かに傳統的刑法の破壊を暗示する一徵候と見ることが出来るであらう。獨、埃、瑞西その他に於ける最近の刑法改正事業に於て、酒精中毒の犯罪に對しては、豫防のみが有效なる手段たる所以が理解され、危険なる飲酒者を事前に保全すべき國家の義務が考慮され、飲酒常癖者の收容所が考案さるゝに至つたとすれば、そこには明らかに社會防衛の見地が勝利を占めたものと言はねばならぬ。

理論の當否を判断するには激情的犯罪を引用するのが最も捷徑であらう。若しも裁判官が責任の原則を尊重して、激情に基く殺人犯人を放免するとすれば、彼れは美はしき理論のために被害者を犠牲にすることになるし、反對に、若しも保安の原則を尊重して犯人を處罰するとすれば、彼れは責任や自由意思の原則を犠牲にすることになるので、忠實なる裁判官は明らかに苦しいディレンマに陥らねばならないであらう。要するにかのジュ・ポア・レイモンが「世界の七不思議」の一つに數へた自由意思といふ不可解な概念が現在の刑法組織に於ける責任の基礎を成して居るかぎり、刑事裁判は實際幾多の困難なる障礙に逢着せざるを得ないであらう。

五

何れにしても個人の生活行動は遺傳の先天的素因と環境の後天的影響とによりて形成されたる性格の表現であるとすれば、犯罪行為によりて行為者の主觀的責任状態を正確に判定することは極めて困難な事柄であるばかりではなしに、また極めて危険なる企てであらう。それ故に刑事裁判の基礎を自由意思といふがごとき不確實なる主觀的事實の上に置くことは決して刑法の目的を有効に達成する所以ではないのである。

そこで新しい思想は刑事裁判の領域からこの傳統的基礎を捨て去つて、より確實なる客觀的基礎を要求する、新しい考へ方によれば、刑法は單に社會的害悪たる犯罪を防遏せむがために團體生活に必要な一要素に過ぎないのであるから、刑法の作用は犯罪に對する單純なる社會防衛である。社會が犯罪を處罰するのは犯罪が遺義に違反するためではない。社會連帯 (solidarität sociale) の組織を危険ならしめるがためである。刑事責任は意思の主觀的事實に基いて發生する道德的責任ではなしに、社會連帯の客觀的事實に基いて發生する純然たる社會

的責任なのである。従つて行為者が所謂責任能力者であらうと責任無能力者(例へば精神病者)であらうと、苟くもその行為によりて社會的危険性を表示した場合には、常に社會防衛の對象となつて適當なる處分を受けることになるのである。しかし行為者の道德的責任を問はないのであるから、これに科する刑罰は固より應報ではない。單なる社會的防衛手段である。また刑罰は犯罪に對する唯一の保全手段でもなければ、最も有效なる防遏手段でもない。

また他面に於て刑法は必ずしも民法や商法より以上に絶對的性質を有つて居るものではない。道德的理想の實現は刑法の根本目的ではない。實はそういふことが目的でなくて刑法は仕合せなのである。何故なれば刑法はそういふ使命を要すべき手段を一向に有つて居ないからである。若しも刑法がそんな無謀な企てをしたならば、それこそ自己の無力を曝露するだけのことであらう。刑法は一つの相對的目的を有するにすぎない。即ち社會の連帶組織に一個の相對的秩序を維持して、連帯成員としての個人の身體、生命、名譽、財産等を保障することが刑法の目的なのである。(註六)

かくのごとき目的を達するには、犯人の責任の程度に應じて刑罰を量定せむとする方法は、社會秩序に對して行為者の表現する危険の性質に順應して適當なる處分を採用せむとする方法よりも一層多くの困難に逢着するのである。それ故に我々は刑法理論から寧ろ主觀的乃至道德的責任の原理を拋棄し、専ら客觀的基礎と實證的方法とに於て犯罪現象を考察して、社會防衛の方法により凡ての危険性の發現を防遏せむとする考案を以て、より合目的と考へるのである。そしてかくのごとき見地に於ては、犯罪行為は單に行爲者の有する性格の徵表にすぎない。従つて防衛の手段はこの徵表によりて明らかとされたる性格、即ちその社會的危険性のそれ／＼の態容に嚴密に適應するものでなければならぬ。それ故に社會防衛 刑法組織は、責任概念ではなしに、危険性概念を、

犯罪の分類ではないに、犯罪人の分類を、責任による刑罰の個別化ではなしに、危険性による刑罰の個別化を要求することになるのである。そしてかくのごとき意味の個別化の組織に於ては刑罰は單なる所謂刑罰の領域に止まる譯けには行かない。刑罰以外に更らに種々の防遏手段が必要とされ、而かもこの組織に於ては量に於けるよりも質に於て、より合理的なる個別化が要求されることになるのである。

【註六】私法の範圍に於て過失（Kulpatatung）から暫時無過失責任主義（Kausalatung）に轉化したところ最近の傾向、所謂「職業的危険」（Eigene pf. fessionale）乃至「法律的危険」（Rechtliche Juridique）の概念の確立は、私法の領域に於ける社會防衛思想の展開を意味するものである。そしてこの傾向の基く社會的の必要が正認される理論的根柢は、民法と刑法とに於て毫も區別を存するものではない。その何れに於ても社會連帶の要求する分賦の正義と社會的責任とがその根柢を成すものである。

◆ 太陽燈で犯罪の鑑別 ◆

▽日に／＼殖えて行く色々な犯罪を見ると近來知能犯罪が著るしく殖え、中でも文書偽造などは薬を使つて犯跡を晦ます者も多いため、警視廳等でも従來の様な見込み主義の鑑別法では捜査が困難になつて來たので一研究の結果太陽の紫外線を應用した電氣仕掛の太陽燈と云ふ機械を購入した、此太陽燈はこれまで警察方面や陸海軍の通信用として使はれて居たが、吉川鐵道課長が刑事鑑識及指紋法に利用して相當効果を收め得る確信を得た爲め千圓程出して數日前買入れたもので、之が利用の範圍は頗る廣く一般の會社銀行の諸帳簿や貯金通帳などのインキ消で金額を書き直された場合などはまでは顯微鏡で紙の纖維の破壊された程度を見て居たもので、それでは一掃しか見えないのでこれを此の機械で見ると消さない前の文字がはつきり見え、それを寫眞に撮ることが出来る。又紙幣の眞贋やハンカチの血痕など洗つて了うと肉眼では判らないが、此の機械だとあり／＼と見え、から指紋に使つても有効で犯罪捜査上一つの紀元を劃したものと見られて居る。

受刑者の累進處遇 (完)

▽歐米通路より歸りて△

行刑局長 泉二新熊氏談
法學博士

佛國の少年設備は………△

次に佛蘭西の少年設備に付て觀察して見ると、是も農國を階級處遇の一部にするといふ程にまなつて居らぬが、併し佛蘭西の少年設備にも累進處遇の思想は有ると思はれる。前申す佛蘭西の階級處遇は無いけれども少年設備の中に累進處遇の思想はある。其處遇に先立つて簡單にこの國の少年施設のことを申すと、日本や其他の國の制度では大概少年刑務所と少年施設とがある。即ち矯正院、感化院、は少年施設ではあるが少年刑務所と區別されて居る。亞米利加では「リホームメトリー（感化刑務所）」と「リホーム、スクール」は別になつて居つて、英吉利でも「インダストリアル、スクール」と「レホームメトリー、スクール」といふ少年設備と、それから少年刑務所とは別になつて居る。尙ほ、英吉利では前申した「ボースタル・インスティテューション」といふものがあつて、是は「プリズン」でないといふことになつて居る。曾て彼國の内務大臣が議會で、あれは何んだ。刑

少年の犯罪

今手近かにある川越少年刑務所の收容者統計と東京少年審判所の取扱件数及び東京區裁判所の犯罪少年調によつて、少年の犯罪状態を見ると、大体類似しておるところから考へて、推して以て全國少年の上にも大差なきを思ひ、左に掲げて一般の批判に供することにした。

罪質から云ふと、窃盜が刑務所の八〇、四六、審判所の五六、區裁判所の六四、三（何れも百分比、以下同じ）を第一位とし。

横領	刑務所	審判所	區裁判所
少年	三、	二二	
詐欺	四、	九、	
	六、	九、	

の順となり、刑務所では強盜五、二九。放火三、九七。其他五、六五。審判所の賭博一、傷害四、其他八、區裁判所は其他一四、八であるから、大多數が窃盜であり次で横領、詐欺、賭博と云ふ事になる。

刑罰から見ると刑務所では不定期刑の長期五年のもの 七二、二九

務所かと問かれた時、刑務所ではない。それでは學校かと言ふと、學校でもない。ア、いふ特別の施設だと答へた。丁度我少年審判所は、裁判所ではない。又普通の行政官廳でもない特別の審判所だといふと同じである。兎に角少年刑務所と其他の設備とは別れて居るが、佛蘭西は之と一緒に居る。普通之を「エタプリスマン・デジュカション・コレクシヨネル」と稱へる、これは矯正院のことである。その中に、官立も私立もある。さうして男子と女子と別れて居る。さういふ「エタプリスマン・デジュカシヨン・コレクシヨネル」にどういふ者が收容されるかといふと、法律上からいふと官私設の何れ共、次の三種類のものである。佛蘭西刑法第六十六條に依ると十八歳未満の少年にして辯識力無かりし者は「コロニーベナル」といふ言葉を使つて居る。日本の舊刑法の懲治場といふやうな少年施設に收容することが出来ることになつて居て、それに依て收容する。それから千九百四年の法律で監督者を離れたる少年、拾兒のやうな者を始めとして、貧窮にして公の救助を受けなければならぬ子供が遺入つて居る。其法律によつて「エタプリスマン」に入れることが出来るといふこともある。それから第三種としては、千九百十二年の七月二十二日に出来た少年裁判所法に依るものである。其規定によると、十八歳未満の者にして刑罰を言渡される時——殊に十六歳未満にして辯識力を有せし者には刑を科することは出来るけれども、死刑を科せないといふ制限が刑法にある。さういふ風に少年法に依ると十八歳未満の者に對して刑を科する。其時に少年施設に之を入れることが出来るといふことになつて居る。それで三種類のもの

三年のもの 一八、二四
其 他 九、四七(以上初犯)
區裁判所では
一年より三年迄のもの 六一、八
で、累犯者が七八、三ある。これによつて見るときは少年の悪性犯罪は常習者であり、區裁判所の調では偶發一八、九に對し習癖八一、一となつておる。

犯罪年輪はどうしても十七八才であつて審判所では、十八才未満三五、區裁判所は十七才未満三三、四を最高とする。
犯罪の境地と動機は、家庭生活の貧困を主とし、大抵が財慾と困苦に起因して居り、保護監督の不行刑から来ておるもの、家庭を離れたる本人の薄志弱行によるものが大部分であり、悪友の誘惑に依つて陥るもの多く、而して義務教育未了者であるようである。

法度と法令

燕村の吟に
如打つや法三章の札のもと
と云ふがある。これは支那の故事から採

のは同じ設備に入れるといふことになつて居るのである。是は研究問題ではあらうが。さういふ受刑者と拾兒のやうな者を一緒に置くといふのは、なまのと思ふ。

御禮に十五フラン………△

「メトレー」は私設であつたが、それを見に行つた時「トウール」といふ驛の「レストラン」に這入つた所が、其所の給仕が、あつた。は何所へ行くかと言ふので「メトレー」に行くと行つたら自動車を雇つて呉れると云ふので其所で食事をした。すると其給仕は、どういふ心理状態だが分らぬが「メトレー」のことを段々話をして、彼所は裁判所を潜つて来た者も、貧乏人の子供も一緒に居るから一方の者が悪感化を受けて非常に悪化するると云ふ評判があるといふ話をした。さうかといふて微笑したら、其證據を見せると言ひ出した。何をするかと思つて見て居ると「メトレー」の院長からボーイに當てた書面で、「貴方はこちらから逃げた者を二人捕へて呉れて有難ふ。御禮に十五フラン上げると書いてあつた。そして給仕は得意さうに、此通り締りが付かぬので逃げる者が随分あるといふた。かやうなことを外國人に話して喜んで居るとは如何にも無教育た人間であると感じたのである。「メトレー」には受刑者は居ない——法律上容れることにはなつて居る——少年受刑者は「エツス」といふ所の矯正院に文け集めて居つて、少数で大抵四五人以下である。少女受刑所——受刑者といつても二年以上の者も未滿の者もある——は「クレルモン」の少女院と「ゾーラ

つたものであるが、昔は御法度として至極簡單であつて札の辻とか唱へ今の掲示場にて来て高札(制札)を建て、それに「何々と云ふ具合に御家渡りませ其奥へ」「右條々可相守之若於相背は可被行罰科者也、年月日來行」として仰く衆人の目につき易くし又、眞頭庄屋を纏へ、お庄屋さんへ右の木版摺を差廻され、お……さんの玄關口には貼出されてあつたものである。それで何者の目にも始終ついて居るゆへ犯罪の一般豫防的效果は大きにあつたと考へる。

昔の如き制札も出ない、貼札もない、近頃宣傳ポスター或はパンフツレットなどと名はハイカラであるが、昔にもどり人々の目には頭に入れる事を考へつけたが、由來法律命令は公布式と云ふ官廳に便利なものだ定めてあり、それに載せて置くこと人民は法律の義務と云ふのを負擔し、これで、存せぬ知らぬは一向通用しないのである。只新聞と云ふ外のものが提灯を持つて知らして呉れから、藉助かつて居る。これでは行刑の特別豫防も昔の方が余程人民的のものであつ

ン」の少女院に僅かばかり這入つて居る。「メトロー」で受刑者でないけれども犯罪者として懲治處分に附せられた者と非犯罪少年とを共に收容することに付て世人が非難することは前に述べた通りであるが、併し十三歳未満の者文けは五六丁も離れた處に收容して、女子の教員がついて教育して居るから、一向不都合はないと院長が言つて居つた。それは別問題として、佛蘭西では兎に角刑罰は言渡されぬけれども、犯罪者であるといふやうな者が多く農園施設に入る譯である。

月に一度宿下り……………△

この農園施設は前に述べた累進處遇の階級を成すものではない。換言すれば或る部類の者は刑務所の建物内に拘禁して、良くなつた者は農園の方の仕事させるといふ意味に於て、累進處遇の一階級として利用はされて居ないけれども、其收容者の中で一定の期間を経て差支のない者を、院長の責任を以て或る期間内——或る期間内とはいはぬ。一ヶ月に一度、二ヶ月に一度といふ風に——少年施設に對する同情者、多くは實業家、場合によれば農園から獲物や草を持つて行つたりする多少の關係もあるが、慈善家といふ所に、一ト晩位宿下りをする。宿下りの時には監督者が教育的に指導する責任を持つて、自分の思ふやうに取扱つて居る。それは一ト晩芝居に連れて行くことも默認されて居る。併し墮落させるやうな詰らぬ芝居へは連れて行かぬ。其他活動寫眞を見せるとか、レコードを聴かせるといふ風なことを宿下りの時やつて呉れる。是は公に許してない默認である。さ

うして其翌日に主人が連れて来る。もう少し良くなると今度は繼續的に里預け、家庭預けといふことをやる。是は日本の矯正院でも出来ることであるが、さういふ方法で累進處遇の思想が或る形に於て現はれて居ると云へる。

次に農園刑務所と關聯して、特に御注意申上げたいのは、農園刑務所の施設が非常に經濟上有利に行はれる點である。「サンモリス」の如きは役人の俸給から其收容者の扶養に必要な總ての費用全部を償つて餘裕が出るやうである。院長は特に得意氣に、斯ういふ施設で行けば自給自足は勿論、幾分餘剰が生じて國庫に奉公することが出来るというて居ります。それから「オツコックハン」邊りてやつて居るのは是はまだ建築中であるが、養鶏、養豚、野菜園、果樹園杯から出る収入で、俸給其他の諸費用全部を償ふにはまだ足らぬが、尤も千九百二十年の統計であるから其後甘く行つて居るかも知れぬ——此建設の爲めに瓦を製造して、之が一日二万五千個出来ることになつて居て、一個幾何するか聞かなかつたが、假に日本の相場場の一個四錢としても相當多額の生産と云はなければならぬ。

餘裕綽々たるもの……………△

それに「ウィツツウイル」である。是は二千エーカー約八百町歩ある。最初沼であつた。若ばかりある「ビープスワン」であつた。それを今の典獄「ドクター・オットケルラーハルス」が千八百九十五年に始めて五六十人の囚人を使つて乾燥事業に着手し、段々人數を殖やして二百五十人を以て、千

た。
併し昔と今とは時世が異なり、複雑の世の中だから法三章でも、高札でも遣り切れないのは申す迄もない。そこで最近文部省あたりから喧しく提唱する、公民教育を切望するものである。而してこの中に刑事、行刑の方面も加へて、よく理解せしめ一般豫防の効果を多からしめたい。

神經過敏

ある紙上に「公然横行する少年脅迫團」といふ標題で、二月初午の日に近所の腕白小僧達が軒並に金銭を買ひ歩くことをカナリ仰山に書いてあつた。處がが、事は舊慣である。勿論惡弊ではあるが、しかし標題の如く神經過敏とやらせる問題ではない。若輩連中が青年團にははると共に、少年團等も生れ自然的に滅び行きつゝある。近時何事にも聲を大にし或は奇抜なる行動又は文章を以て、耳目を聳動せしむる惡弊がある。これらも其の一例と見るべきか、不良少年なる流行語から神經過敏に陥れる結果である。さう少年を捉へて一々青眼鏡で白

眼むにも及ぶまい。それが却て少年を惡く導くものである。

小さい頭

私が小さい時、先生から修身のお話を聞いた中に、不心得な兄は罪を犯して連島の刑に處せられた。感心な弟は兄に代りて父母に克く仕へ、一向兄の敵されて歸るを待つた。遂に兄は歸る時が來た。弟は喜び勇んで之を側邊に迎へ父母の傍にと一家の幸福に向つて居ることを告げた。そこで兄は嬉し涙を流して弟の手を握り心から悔ひ改めた事柄が今に關係に在る。之れは兄弟の道を教へたのであるが、これを延長して一般が今少し刑餘者に同情を持つようになれば如何であらう。今般小學校の教科書は改正されて情操教育に新しい努力を拂はれたさうであるが、司法保護方面のことも六ヶ年の間に一度位はせめて教へられる時期の到來を祈つて止まない。小さい頭に植ふ込んだことは中々忘れないものである。

家康の司法保護

九百五十年頃迄には乾燥事業を終つて農場に使ふことが出来ることになつたので、今では平均三百六七十人しか收容者が無いが、其中には受刑者ばかりでなく、乞食又は職業なくして浮浪する爲めに勞務場に收容せらるべき者もある。漂流者は「スイツツル」の法律では六月以上二年以下勞務場に留置せらるゝので、日本のやうに三十日未満の拘留で済まない。又中には短期の受刑者が二三人居つて皆一緒であつて、この三百六七十人で農産額が随分澤山ある。要するに條給から總ての費用迄を引去り、尙ほ彼所では生産品に對して國税を出すので其税も納めて餘裕綽々である。そこで今日全體の收入が百十萬フラン位で、日本の金に換算すると六十六萬圓内外である。さうして此頃では今の場所に外壁を續らした立派な新刑務所を設ける設計が出来て居る。今迄甘くやつて居るのに何故そんなものを拵へるか馬鹿氣なことでないかとの議論もあるのである。今迄は收容所に弊も何も無いから人間が監視しなければならぬ。それには十人に付て一人位の割合で監視が付て居る。併し獨逸邊でやるやうな銃劔を持つてやつて居るのではない。農藝教師が同時に監視をする又ブラ／＼視て歩くのではなく、自分も一緒に働く、教師であつても一緒に働くから自分支けでも國庫から貰ふ條給以上の仕事をするから、實によいことでないかと言ふて居るが、そういふやうに一緒に働きながら監視が出来るといふことである。それで現今では收容者三百七十八人中、三分の二は監視者無しで、三分の一は監視が付して居る。そこで收容者に外壁を拵へて最初の間は構内で自由に仕事

東京市も風氣整理で、今度町名が變更される。その中に富澤町(日本橋)があるが、この町は初め武澤町といひ、家康入國の時高澤なる泥棒の大親分をして正業につかせ日本にはじめて古着屋を開いたところであると、郷土學者の尾佐竹氏の語である。されば江戸ではじめての司法保護事業の發祥地である。吾人にとり歴史的因縁地であるから、吾人からもこの町名の存置を希望する。

流行語

新しい言葉が流行するので、一日新聞を見ないと時世に後れる感がある。選挙法が改正されてから、普選の語は既に陳腐となつたさうだ。ところが此頃大衆といふ語が見え出して来た。それは民衆のことだといふ。その大衆の出は佛典で、法華經序品に「是時天雨、曼陀羅華、而散佛上、及諸大衆、普佛世界、六種震动」とあり、衆とは衆生で佛に救はれる一切生物の事、多數集つた生物、これが大衆の意義であると、覺えて居つて悪い事でない。やがて「大衆

をさせ、相當期間を経た後に、總て監視者なしに農場にやる法が宜いといふことを今では考へて居るらしいのである。

典獄の息子で「ヘンス・ケルラーハルス」といふ人がある。是は立派な學者であつて、亞米利加に八ヶ月ばかり居つて制度を研究して、パンフレットを著して居りますが、此人は「ニュージョリエット」に行つてフィツトマン典獄の計畫即ち最初構内に於て、刑を執行した後、一番よい者支けを農園に出すといふ計畫に、多少カブレたのではないかと思はれる。尙ほ「ベルシヤス」にも農園刑務所があるが、此所でも農園そのものを階級處遇の一部としてやるといふのではないけれども、「ウイツツウイル」と同様に農業に出して居るものでも、悪い者には監視者を付けるといふ意味に於て個別的の處遇に爲つて居るといふことは明かである。

附屬の保護所……………△

尙ほ注意すべきことは「ウイツツウイル」では農園の一部に刑務所の事業として、保護所が出来て居ることである。是は釋放されてから社會に出て職業に就くまで其所に置くのであるが、刑務所の經費でやつて居る點と其所では多くの者が釋放される際には、保護所へ行かぬかと云ふも、嫌がつて大抵自由の行動を探る。そして二三週間或は一ヶ月も經ち所持金を使ひ果して困つた揚句舞戻つて来る者をも保護して遣る點と二つが面白い。素より釋放後引續いて保護を受けるものもある。私の行つた時は被保護者が二十人ばかり居るといふ事であつたが「ベルシヤス」でも同様の保護

運動」と云ふのが盛にならう。

さる同行

周防の山奥に住んで居る、さるお爺さんのお爺さんに「さる同行」と云ふお爺さんがある。太閤さんのやうに顔が猿に似てるからでもない。村での働き者で、セツセと働いて働まない。村人が「お爺さんよく精が出ますな」と挨拶すると「イヤこの爺の働いてゐるのは全く如來さまが働かせて下さるのぢや」と念佛を忘れない。このさるの言葉が妙に人々の耳にひびく、それでこの名が出た所以であると、聞かぜられる耳には只それ丈であるが、このお爺さんの平凡な一語、その言葉が出る奥底には或る大きなものがあることを思はねばならぬ。

調査に人世行路圖

警視廳不良少年部の後藤警部は毎日十数名の不良少年少女を喚んで、邪路に踏送つてゐる可憐の彼等を何うにかして、過を悔い改めさせ正しい道を進んで行くやうにしてやりたいと警部の方法を講じて居る。處

所を釋放者の手で建築中であつた。是等も吾々の研究すべき點だと思ひます。
(完)

正誤

前號十頁七行目「其中で佛蘭西の少年刑務所では」とあるは「其中でハンブルグの少年刑務所では」の誤植に付訂正す。

が此種多年の研究になつた人世行路の困難六尺横二尺五寸のものが出来上つた。これには善惡の兩道何れを進めば幸福安全の地位に至るか、破滅の境涯に至るかの筋道をすつかり繪にしてある。之れは調査に掲げて置いて懇々説諭する以上の効果を擧げやう。又擧げ得るものと自信されてあると。

遠山左衛門尉の頓智

左衛門尉は葦原遠山氏の二男、通稱を金之助と云ひ、夙に文武の技に長じ、性頗る伶俐であつた。一説に據れば、時の執政の内命を含みて身を消し民間の寄俗を採つたとあるが、其の多くは實見に氣策して一時無頼漢の群に投じ遊蕩兒を裝つたと云ふ。是が實説らしい。福地櫻痴居士の書御した『敵討護持院ヶ原』には矢部駿河守に拾はれたのが立身の階梯であると云つて居る。何しろ二の腕に櫻の刺青があつた程だから吉原邊りでは大持ての遊樂者。八ツ山下の茶屋女、寒サを凌ぐ茶碗酒……なんテ投げ節でも唄ひ乍ら廓を透見し歩いたもんだ。夫れが民情に精通せる名奉行としての基礎となり、徳川歴代中、大岡越前、依田豊州、曲淵甲州、筒井肥州など、名を等しうするに至つたのである。官歴は天保十一年

庚子三月二日江戸北町奉行に任じて同十三年壬寅三月大目付に轉じ、弘化二年乙巳三月廿二日再び南町奉行に復し、嘉永五年壬子三月職を池田播磨守領方に譲りて退休。安政二年乙卯二月廿九日卒去。享年六十三歳であつた。渠が法官生活中尤も奇抜な裁判を遺つたのは下の事件である。夫れは或時院刹きの同心が賭博の現行犯を捕へ来たが、何ら取調べても事實を自白しない。唯だ私は賭博を致しませんでした。其處で奉行は左程の強情者なら新手の調べ方があるぞと時機を正して「其方は亦泥棒を仕をつたな、アノ愛か不將者奴が」と大喝一聲に威かしたので犯人は思はず「アノえ〜決して泥棒などは致しませぬたい一寸博打を仕ましたいだけでゲス」と到頭強情者も本音を吐いて了つた。之れは賭博より泥棒に看做されて科刑が重くなるので狼狽の刺原浮かど釣られてたてを認めたのである。拷問に非ざる拷問、ペテンに懸けたとは云へ、畢竟頓智の効能とて云へやう歟。

受刑者の觀たる一米國刑務所 (その三)

堤 隆

布哇縣刑務所概観

右哇縣刑務所はオアフ島ホノル、市の郊外カリヒの海岸にあるから、普通に「カリヒ監獄」或は「オアフ刑務所」と稱せられるこれは縣行刑本部であるが、受刑者勞役の都合によつて、隨時各地に支所が設置される。而し之等支所は大抵道路或は公園等の設置修繕の爲めに就役する受刑者の一時的收容所であるから刑務所としての設備等は殆んどなく、日本の工場嶺山等に見る合宿所或は飯場と違ふ所がない。尙縣内にはこの刑務所本支所の外に四つの市郡刑務所があるが、何れも舊建築費割度で見ればきまものはなく、唯前述ホノル、市郡刑務所が精神的に一新機軸を用して居るが、これとて王朝時代の舊設備では唯心ある人士の注目を惹くに止つて居る。

本刑務所は今から約十年前の建築で、當時三百人を定員とする刑務所としては全米の粹を集めたものであ

ると評された程完全なものであつたが、現在では常に定員超過の有様で、増設の必要に迫られて居る状態であるから未だ充分とは言ひ難いが、而し實際に於て幾多の研究資料を有して居ることは事實である。

づ先

正面支關には鐵筋コンクリート三階の大建築事務室が相對し、之を中央にして左方には書記室、副高等警部室、被服室、用品室、面會室、右方には倉庫、寫眞室、指紋所、醫局、齒科醫局等がある。二階には女監、獨房、死刑執行室、病室、病囚食事室、特別炊事場、隔離病室、第一信用囚室等があり、三階は所長、副所長の官舎になつてある。

この本館を北面として他の三方には二十四呎の頑丈な石壁(コンクリート壁)を繞らして監の内外を境界し、

境内には、中央四階の望樓を中心として×放射状の鐵筋コンクリート二階建監房がある、この二翼は上下共五十人入りの大共同房、一翼が二階は教會堂、階下は炊事場及び食堂、他の一翼は上下共二つに仕切つて一列十六室、一室二人入りの監房である。この監房は丁度軍艦の艦倉のように三方鐵板で張りつめ、廊下に面した一方が鐵の構子戸、槓杆の作用で中央看守長室事務所から十六室一時に「ガラ／＼／＼ビシャン」と開閉出来る。

以上の×放射監房で内庭を四分し、本監と監房との間が前庭で女囚の遊歩場、右庭が特別囚遊歩場、左庭が非常庭で後庭が所謂獄庭、こゝにバラツク建の一般受刑者控所、コンクリート建の諸工場一棟及び浴場と便所の一棟がある。工場建築は室を區切つてベインター工場、洗濯所、縫工場、靴工場、理髮所及び賣店部の設けがある。

後庭から裏門一つくゞれば即ち外庭で野球競技場、見物席、ヴァーレーボールグラウンド、インドアボール場等があり、それに續いて木工場、金工場用具庫、温室、豚飼料場、薪木労働場、農園、牧場等がある。此の運動場には官道側と鐵道側の二面には四

それすら長椅子に腰かけて競技の應受位が關の山である。だから各工場に働く受刑者は全々無監視の有様、唯自分達の爲すべき仕事をなせば足りるのである。のみならず事務室では帳簿の記入から器具、食料の分配、寫眞から藥局迄が悉く受刑者、炊事場は炊事長以下悉く收容者、外部の勞役場には監督がついては居るが囚人監督の方が實権を握つて居る位である。尙檢事局の希望によつては各官廳まで私服の受刑者を使用した最近多少問題が起つて、服裝だけは木綿衣になつた、而し所長の自働車運轉士の如きは地質だけは木綿でも裏を表とした折襟旅行型服を、一着に及んで居るから、誰が見ても受刑服役者とは受取れない。

本刑務所では遺憾なく受刑者の慰安的行爲を許して居ることも特筆に値する。即ち午前六時より十一時迄、午後〇時より三時迄の公定就勤時間以外は、一般に自由時間として手内職は勿論各國各種の聲樂、器樂、將棋、碁が許され、運動時間には各種競技が自由であり、野球期節には毎日曜大抵外部チームを聘して對抗競技を行ふ。その外二週間に一回の活動寫眞、年四回の大祭祝日晚餐會、各人種年一回の國祭日祝賀等恒例慰安日があり、新聞雜誌書籍の講讀輪

尺の普通木橋があるが、二十英尺の農園に面しては柵もなければ門もなく、官道からの往復は自由である。だから毎日の運動時間に逃亡の虞がないかとは、殆んど凡ての人に問はれる事柄だが、若し遊歩場から逃亡すれば囚人の連帶責任で、全囚約二ヶ月の外庭禁止を課せられるからお互に囚人道徳を尊重して、特別の場合でない限り是處から脱獄はしないのが普通である。此の間の實情は改造二月號拙稿「鐵窓秘録」に詳録したから是處には省きたい。

本刑務所の特質としては行刑官の私宅から所内の事務迄殆んど凡てに受刑者が使役されて居ることである。勿論刑務官吏の總数は本所のみで三十名にも達するが執務官吏としては所長一名副所長一名書記一名は本館に事務所を有して常任するも直接受刑者の取扱には副所長が専ら當り、其他には當番看守長一名(二名一日交代)當番部長一名(三名八時間交代主として受刑者記録を司る)當番女看守一名(二名一日交代)當番看守三名乃至四名(總員十二三名八時間交代)内一名は本館入口の受附係、一名は裏門通用門鍵番であるから後庭囚人控所には大抵一人時には二人の看守が居るのみ、全囚が運動場で遊ぶ時にも看守長の外に看守が一名、

講等は絶對自由、通信は往復共開封せらるゝも、極めて寛大に取扱はれ、發信は週間三通、受信は無制限、面會差入等も夫々規定はあるが許されてある。以上は凡て私の在監三年の経験であるが、以下本刑務所長の知照に提出せる公文年報、並に現行本刑務所規則を譯述し、それに則して私の見聞經驗せる實際を附説したい。

布哇縣刑務所年報

本報告書の年度は七月一日に始まつて六月三十日に終り報告は七月卅一日に提出されてある。今私の手許にある年報は一九二三年全二四年即ち大正十二、三年度のものである。従つて年報中の數字等は現在の實數と多少の差異は免れない、而し過去二ケ年度の數字對照は直ちに現在と將來に對する最も正確な資料であらう。

報告 一九二四年七月三十一日現在、本刑務所所在籍受刑者は服役者四百五十四名、假出獄者四百三十五名にて前年全月に比し前者に於て七十二名、後者に四十五名の増加を示す、更に在監受刑者の前歴は初犯三五八名、前科犯者三〇名、假出獄中犯者六一名、脱獄者五名なり。

よりに観察する。茲に受刑者の健康原因にこの性的問題を考へることは單なる流行に非ずして切實なる事實である。若し行刑當事者の参考ともなるならば私は他日稿を改めて自己の直接経験と受刑者の式證を公表することにした。

警察部報告表

懲戒内辱手當人員	9184
治療室(總務外科)	935
計	10119
病室	176
{ 入署患者延日數	1,667
{ 在市中延日數	7
{ 市内延日數	14
死者	5
{ 自殺	1
{ 他殺	4
遺棄患者數	976

報告 本刑務所一ヶ年間の經費總額は九萬九千〇〇八弗六十四

刑務所費用表

刑務所本部	支出額	日一人割	ケアモツ支所	支出額	日一人割
	食料	23,559.39	0.2000	1,038.22	0.5243
給被服	3,072.20	0.0261	363.85	0.1837	
被服	1,798.47	0.0152			
藥費	1,359.97	0.0115			
雜費	1,217.30	0.0103			
電力	1,520.99	0.0133			

(自一九二三年七月一日 至一九二四年六月卅日)

ケアル支所	支出額	日一人割	ケアル支所	支出額	日一人割
ケアル支所	4,902.14	0.4007	5,125.51	0.3407	34,625.26
ケアル支所	731.45	0.0600	1,100.28	0.0735	15,407.57
ケアル支所					0.1047

車馬	2,414.68	0.0205				
農場	149.21	0.0013				
農具	592.81	0.0051				
器具	346.11	0.0029				
日給	215.76	0.0019				
修繕	475.39	0.0040				
所員給料	34,390.81	0.2926	420.00	0.2121	1,665.00	
所長副所長給料	8,410.89	0.0714	141.37	0.0714	573.57	
計	79,567.28	0.6761	1,663.44	0.2915	8,172.16	
總支出額	99,008.64		內合衆國委託料	12,801.10		
			布哇縣支出額	58,207.54	受刑者一人一日費額	0.5858

報告 本年度内に本刑務所受刑者が政府の爲めに勞役せる所を

評價せばその金額實に十二萬四千四百八十弗に達す。

若し更にその能率を上げむとならば本刑務所内に印刷部を設

置して、官報其他を印刷せしめ、或は自働車部を擴張して、

官廳用自働車の全部を修繕せしめん事を提議す、これ受刑者

に職を教へ、政府の費用を節する一舉兩得の計劃なり。

報告 本刑務所に收容せる受刑者は人種の多種多様なる、言語

の一般的ならざる、更に犯罪種類の異なる點に於て、他の何

れの國の何れの刑務所よりも復雜なり、故に所長としての予

は苦役の精神に則り出來得る限り本人に適應せる作業を課し

他日社會に出でたる後も良市民として生活するに適せしめむ

とす。

他に達す、内譯は別表の如し。

本會計年度内に於ける受刑者の所得は三千七百六十四弗三十八仙にて取戻額は三千九百六十七弗三十六仙に達し差引二百〇二弗九十八仙の差額となり、前年度未殘高五千一百一十一弗七十五仙と通算して現在殘高四千九百〇八弗七十七仙なり。一縣會計總算刑務所費額九萬八千弗に對し、本刑務所實際支出は超過せるも、これ收容人員の増加による必然不可避の事に屬す。

受刑者一人一日の費用に僅かに六十七仙八厘二毛に相當し前年度より實に二十三仙二厘八毛の節約なり。

本刑務所自給の策として購入せる土地は次第に刑務所食用料の補助をなすが故に、漸次に縣費支出額の減少を見る事又必然なり。

す、これ受刑者を良市民たらしむるの良法たればなり。

予の経験によれば受刑者は斷じて檻の中の動物扱ひすべからず

須らく彼等が社會に出でたる後の生活に順應すべく處理せざる

べからずと確信す。

予は茲に本刑務所受刑者の多數が外役に服せるにも拘らず、そ

の成績良好にて教化の實舉れることを報告するを喜ぶ、その脱

獄逃走者及び犯罪者の數の如きも大陸諸州の諸刑務所報告に比

して其率頗る低く、前年度中の脱獄者は僅かに五名のみ、その

中一名は既に逮捕され、他の三名は聞く所によれば既に遠く縣

外に去れりと言ふ、然れば脱獄者にして未だ捕縛されざるもの

は僅かに一名のみ、云々。

備考

以上報告原文及び諸表は現所長レイン氏の年報より翻譯せるもの、備考は私の實見事實である。

無期徒刑者心理 三變轉の考察と その教誨

藤岡宣教

行刑の目的又は方法に就ては時代の變遷又は思想の流れに従つて變化することあるも、實に於て刑罰執行に苦痛の伴ふものなることは、己むを得ざる必然的な事實である。而して行刑の客体たる受刑者に於て性質環境又は刑期の長短に依て其の苦痛の感受に相違あることも亦事實である。

刑事政策の立場から犯人を無にする死刑は、それが人間絶對の恐威なる生命の問題であるだけに死刑者の苦痛は又他と比較すべくもあらざることは當然であるが、乍然異つた意味に於て無期徒刑の痛苦も又決して死刑者に劣らないものがあるのである。死刑者は既に人間古諺に曰く「窮すれば通ず」と。死刑者は既に人間

最後の問題なる死に直面して居るのであつて、人生の極地に立ちて念ぜざらんとして念ぜざるを得ざるは生命の安住所である。此の意味に於て死刑者の多くが信仰の門に這入つて来るのは又自然な行き方である。中には稀に某氏の如き容れられない自我を何處までも建設せんとして最後まで反抗して行つた者もあるが、然し彼等とても矢張主義の建設に生命の安住を得て行つたのであらう。

人生の極地に立つた死刑者の多くが何等かに依つて兎に角も死を解決して行くに反して無期徒刑者は減刑若くは假釋放（刑法第八條に無期徒刑に付ては十年を経過した後行行政官廳の處分を以て假に出獄を許すことを得とあり）と云ふ不確定（假に出獄を許すことを得とあり）な事實と豫想して頼り無き生命の持續に現在を消息して行かねばならない苦痛は時間的（物質的）にも空間的（精神的）にも絶ち難きものがあるのである。故に斯うした見地から彼等の心理を觀察すれば彼等には他の死刑者や有期徒刑と異つた心理を發見する事が出来るのである。

無期徒刑者の心理を時間的に觀察すると三つの變轉が

有る様に思はる。勿論それは判然と變化し、確實と區別する事を得又無期徒刑の總てが必ず然るものにあらざるも、難多なる彼等の心理現象を其の多分に就て論ずる時は斯くの如き心理が次第順序して顯現する様である。即ち

- 自我の否定と肯定の争闘（煩悶時代）
- 自我の否認（諦め時代）
- 自我の肯定（希望時代）

自我の否認と肯定の争闘——此の時期は受刑者となりての最初に於ける心理状態である。即ち此の身となりて靜かに自己の内面する時、強く己れを責むるは恐ろしかりし過去の罪業である。而し、心を回して社名と遠かり近親に離れ淋しき現在の孤獨の身を思ふ時、想起せらるゝは親切なりし親族と樂しかりし環境である。斯うした往時の追憶と、さては長き將來に頼み少き寂然な自己の姿を視つめ混一となりて顯現する過現未の二苦のために、たまらない悲しみに耐へられない關へのために彼等は遂に泣くより外に仕方がないのである。此の時期は彼等の最も煩悶憤懣する時であつて中には憤懣の余り自殺をさへ企つるに至る者、自暴自棄に陥りて敢て亂暴をなす者も有るに至る。従つて此の時期の者には反省者が多い様である。即ち此の時期は罪苦に陥らるゝ自我を否定せんとし、而かも忘れられない家影や環境を思ひて何處までも生

きんとする生に執着に、自我を肯定せんとするの争闘期である。故に吾人は此の時期を自我の否定と肯定の争闘期と名づけんとするものである。

自我の肯定——刑務所の空氣に染み作業に慣れ氣分が漸く落付いて來ると何時の間にか次第に煩悶が薄らいで、總てに對して諦めて行かうとする心理状態になつて來る。従つて此の時期の者は甚だ從順で反則も少ない様である。即ち此の時期は自我を殺して何事も諦らめて行かんとする自我否定の時期である。而して此の時期は最も長い様である。

自我の肯定——刑期が次第に進んで來ると彼等は一つの希望を持つ様になつて來る。（初めより此の希望を持ては居るが、それが刑期が進めば進む程層一層濃厚になつて來る。）それは云ふまでもなく假釋放である。如斯希望が濃厚になるに従つて現在の痛苦や不平に忍従して行かんとし、そして役人に對しても好感を持たるゝことの得策なりと思ふ心、即ち功利的心理（アルサ）が濃厚になつて來る。故に此の時期の者には殆んど反省者が無いと云つてもよい様である。（或は所謂懲罰本能（受刑者心理）となり反則が巧妙になりて發見せられないのかも知れない）如斯反則も無く賞表の二個も有する様になつて來ると希望から更に進んで期待する様になる。若し此の期待が裏切られると失望の余り不平を懷き滿たされないのである。即ち彼等が自我を肯定せんとするの心狀である。

以上の三變轉の心理を考察し來りて吾人は教誨の問題(學者の所謂狹義に於ける宗教的教誨)に及ばんとするものである。

抑も教誨の目的に就ては英國のベントンビル、Paul、Townill、刑務所の教誨師、Patt、Burt が「教誨は受刑者を純潔なる信仰者たらしめんとし或は又嚴肅なる禁錮者たらしめんと欲する事は不可能の事にて唯だ普通の誘惑に打ち勝ち得て普通の生活をなさしむることにて教誨の任務を果し得たり」と訓ふを得べきなり」と云へる言、所謂反社會格を社會適應格にすれば是るの解釋は一應は之れを許容すべきものであつても、より深く再興之れを探求する時は教誨は即ち魂の世話である以上其の本義は眞實なる魂即ち「眞實なる自我の發見」にまで到達せねばならないものである。

無期刑者の教誨も其本義に則るべきは勿論ではあるが、其到達の過程には自ら種々なる方便の道路が開延せられて居るを以て教誨者は其の道路に隨つて應病與藥的に機に對せなくてはならない事は言ふを俟たない。

せられたる心境、それを吾人は信仰狀態と名付けて居るのであらう。無期刑者の自我の否定と肯定の争闘、それは自我の否定と肯定が極度に調和を失つた状態にあるのであつて、彼等が限り無く煩悶懊惱、苦しむ所以も其處にあるのである。教誨者は此心理を能く洞察して常に争闘の心理から調和の心理へ導き、以て煩悶から脱せしむる事を忘れてはならない。

自我否定の心理——自我を殺して總てに忍従して行かんとするの心、それは或意味に於ては悪い心理である。乍然單なる自我の否定は其の人をして活氣を失はしめ卑屈ならしむるものである。無期刑者の自我の否定が常に此弊に陥れることは彼等が眞實なる自我を發見し得ざる所以である。

自我肯定の心理——希望を將來に持つて現在を樂んで行かんとするの心は何人も有するものなる以上、それは喜ぶべき現象であるも、單なる自我の肯定は單なる自我の否定に伴ふ弊に相反する弊に陥るものである。即ち彼等が希望を滿たさんとするがために常に役人に阿諛し自己を虚飾せんとするの傾向有るは彼等亦眞實なる自我の發見に迷へる所以である。教誨者は亦斯かる心理を能く洞察して對機教誨すべきものなることは勿論である。

要するに教誨者は常に敬虔なる宗教信念に依り彼等に對して眞實なる自我の發見に教人信すると共に如斯彼等の心理を「察して方便の道に善巧せねばならないのである。



同胞意識

守屋 榮夫

現代社會事業家は社會奉仕の心持から出發せねばならぬといはれる。社會事業の對象となつてゐる人々も社會の一部である。斯の如き一部の存在してゐることは社會を組織する人々全體の責任であるから、此等の人々が生活の不安より免れ、吾々と同じ様に向上の一路を辿り得るやうに吾々はあらゆる力を盡すべきである。それは社會運轉の事實からして當きに現代社會に生活してゐる人々が有すべき観

念であるし、その觀念から社會奉仕の心持が生れて來ねばならぬものだといふのである。理論としては實に尤もなことである。然し私は社會事業は同胞意識の發見に始まるといひたい。

現代社會生活から必然的に生じて來る落伍者、その階級、それは皆吾等の同胞なのである。貧しい人々、病に苦む人々、孤獨、不具廢疾になやむ者、失業の悲惨な境遇に在る人々、不良の性癖に打克つことの出來なむ男女の群れ、それか或一部の人々からはいやしめられ、はづかしめられ、すてられ、低能者とし、怠惰者とし、不良者として、天刑病者として、まげしまれ

に於ては、ともすれば慈善を受けべき哀れな他人を見た。救済を受くべき屈かな他人を見た。貧苦になやみ病患に苦む他人を見た。しかし、此等の人々に、眞の我が同胞を見ること稀々あつたやうに思はれる。吾等と同じ人格の所有者、能力の保持者、希望理想の抱懷者たる同胞、そのむさがるしく、汚く、愚かな形體の外に吾等と軒輊なき最高唯一の人格として彼等を見ることに缺くる點が少くなかつたやうに思はれる。この吾等と同一なる人格の發見こそ社會事業家の根本精神である。(朝鮮)

科學と思想

大倉 林平

現代落下の思想は、科學教育が直接致へたものではない。さ

ば、如何に科學を善用して、産業の發展を計り、國富を増進せしめても、それは徒に浮雲の富であらう。科學萬能主義に倒れ悔みて醒めつゝある獨逸の現状を見よ。續つて我國現時の物質崇拜思想を見よ。

英國が大をなせるは、英國の經濟政策が偉かつたのではなからう。英國國民個人の魂が偉かつたのである。我國が最近五十年、急激の發展をして、世界五大強國の列に入つたのも、科學教育が偉かつたからでなく、傳統的に陶冶して來た個人の大和魂が偉かつたのである。現代の日本青年に昔ながらの大和魂が生きて居るか考へて見よ。此儘加速度が加はる時は、自ら火の玉となつて赤化するか、或は物に衝突して破壊するか、落下の物體の危機が益々迫つて來るの感に堪へないのである。國民を技に導いたのも教育の力であり

之を再び救済するの亦教育の力である。

今後の教育に徒に歐米文化の種苗を其儘國民に移植するの可否を考へねばならぬ。之を輸入する毎に、學者は國民個性の營養に適する様料理して騰に上すべきである。日本人を養ふには矢張日本料理が適して居る。徒に歐米の糟粕のみを求めず、營養の素は日本人に依つて自ら作れ、今後の日本教育は之等の糧を引提げて、個人の魂を目がけて進むのでなければならぬ。個人の爲の教育、個性の爲の教育を施せ、それに依つて出来上つた大和魂ある分子から構成された國家でなければ永遠の泰平は望まれないのである。(國本)

名判官

豊島 直通

夫れ裁判官は豈に高僧の如き歟、金塔煙燭たる法律及正義の

殿堂に應じて救済を求むる衆生を濟度す。故に裁判官の職務には愛の分子を含まざるべからず。然れども正義に代ふるに愛を以てすべからず。一世に前獨逸に「カール、フリードリッヒ、ゲツシユル」なる判事あり。其著書「法律家の手記中の断片」に於て其學問上及實驗上の思想を發表し、法律及正義の問題の中に愛を加へ、愛なければ法律存せずと爲せり。而して神か吾人の上に在り、吾人と共に在り又吾人の内に在りと言ふ彼の神學上の三體論の如くに、法律の道とする所は從順、自由及愛なりと爲し、結局法律は愛と一體となると斷言するに至れり。愛を以て法律を驅逐せんとするは固より非なり。又正義の内容は愛の思想なりと爲すも亦正當ならず。蓋し愛は他人の目的に傾倒するものにして、此例例に不正に行はるるを許さず。又愛は

判已の動機衝動に出つへきに非されはなり「イブセン」の「人形の家」の劇作中「アタ」が偶然悟て其夫に對し「卿等は妾を愛したるに非ず。妾を愛するは卿等の満足を買ふに在るのみ」との一言あり。此の如きは正當の愛に非ず。犬猫の愛亦然り。故に思想を變せんには理解なるべからず。正義に基かざるべからず。近代に於て露國の「トルストイ」は人類の相互奉仕を説て法律の在りに反對す。然れども社會生活あるは各人の意志の拘束あることには免るべからざる所にして其意思の必要的拘束は客觀的に正當に規律せられざるべからざるは明なりとす。故に愛は法律に代ふるものに非ずして正義を促進するに過ぎず。愛は實に裁判官をして正義の實行に服せしむる作用を爲すものとす。裁判官は日常正義に順應し法律を適用して正當の結果を得んと努力

するは即ち此愛の宗教的信念に基くに外ならず。然れども正義其者は愛に非ず。(法實會雜誌)

歴史の意義

薙尾 順敬

世間には過去ばかりを追想して得意がつてゐる者もあり、現在ばかりに執着して日夜營々として生活してゐる者もあり、また未來ばかり空想してゐる者もある。これ等は何れも誤つてゐる。我々は現在に呼吸して生きている者である。併しこの現在の生活は過去の積重し延長したものであることを知らねばならぬ。而して我々は現在に満足しないので、此の現實を踏みしめて未來の理想に向かつて堅實なる歩みを踏かねばならぬ。乃て我々は現在、そこには所謂三世を一貫した實在の生活に立たねばならぬ。之が我々の價值である。歴史といふものが若し老人の

録言のやうに昔話ばかりを集めたものであるならば、我々には一向必要もなく興味もないけれども過去の生活は、そのまゝ現在に没入してゐるのであるから歴史を研究するところに現在の生活の内容意義が発見せらるゝのである。現在の文化を生み我々の思想を育んだ力が如何なるものであるか。歴史をよく理解しないと、それが會得せらるゝものでない。(眞宗)

陪審は尙早か

大森 洪太

日本の國民には陪審法を實施する時機に達し居るや否やといふ點であります。是は毫も心配する必要がないと存じます。陪審員は額の裏下が問題でありまして、今白紙のまま、その事件に鑑み、そこに陪審の履帯があるのではありません。敢て先見通議又

は學術などを要しないのであります。唯虚心坦懐、些の曇りなき心で事件を見ればよいのであります。それに我國の教育程度は何も他國に遜色があるのではない。英國では五十餘年前強制教育令を布いたが、而も十二人の陪審員中四五人以上必ず宣誓書の讀めぬものがあります。さういふ人は今日は眼鏡を忘れて来たといふやうで、眼鏡を忘れて来たといふから、廷丁は之を讀んでやるのであります。かういふ次第だから、我國の教育程度に就ての懸念は無用であると考へるのであります。

英國の裁判で何が特色であるかといふに、傳統を重んじ歴史を重んじるといふ點にあると思ひます。此根本精神は何時の世にも動かないのであります。そして自治團の市長は裁判を爲すのであります。土地の事件は土地の人が行ふのであります。中

裁裁判所の判事は倫敦の市長であります。市長の間は判事の資格はあります。市長といつても大抵は商業家でありまして。判事の仕事は市長の請負であります。専門家の判事は王様に御願して出張して貰ふのであります。此判事は王様を代表した判事でありまして。かくて一般民衆は、其土地の裁判所を自己の延長と感ずるものゝ如く、其裁判を見る外人などに對し、あれは吾々の裁判だかに對し、あれは吾々の裁判だからよく見て貰ひたいといふのであります。此精神は裁判ばかりでなく、陪審などにも現はれて居ります。英國監獄は元は市町村なる自治團のものであつたが今日では制度は異つて各市町村から訪問者を遣ひ、多きは百餘名少きも十餘名をして監獄門際を自分達には目を定めるが監獄の方には通知せず、何時に

神心獸體主義

子爵 後藤 新平

生活の行詰り、破綻さうしたのから己を殺して、その苦難をのがれやうとするものが今日の如く複雑に判殺の多い時代になるとあらはれて来る。しかし死んで花實が咲くものかといふこともある。一身だけのことを考へても然らうだが、我々は自分一人のみのかを考へる譯にはかぬ。唯、あり、子あり、親あり、親あり、先輩あり、後輩あり、且つまた市民であり國民であり、國民である。背負

つても背負ひきれぬほどの責任を有つてゐる。自分一個の安泰だけを考へてゐられる時でない。牛馬の力を以てしても背負ひきれぬほどの責任あり、獅子奮迅の勇を鼓しても、果しかねるほどの大任がある。我等は體を丈夫にして、うんと、それを背負ひ切らばならぬ。私がかねてより獸体を提唱する所以はこゝにある。

こゝで私は獸体と並べて神心を主張する。神心とは誠の神の心である。善美の神の心である。文化の神の心である。我が國民の皆々が心に愛の女神の心を宿し、體に猛獸にも優る力を具備するといふことになつたらばどんなに心強いことであらうか。(神の生活)

無上の富

忽 裕谷 快天

吾人は人道の富を要す。人道

の富とは何ぞや。道義即ち是なり。道義の水は能く主智主義の火を消し、偏狹せる社會を中正に復せしむるの力あり。斯くして資財、健康、智識、道義の四者を兼有せんか、人生は幸福ならざる可らざるに似たり。而も猶ほ未だ幸福たる能はず。何となれば資財の増加は欲求の増加と正比例し、健康の増進は無限の生命欲を充すに足らず、智識の擴大は疑問の擴大を伴起し、道義の進歩は無限に向ふべき理想を満す能はざればなり。人生疑問の根絶せざる所以實に茲にあり。

人生の煩悶を醫せんと思はば天道の富を以て其薬餌とするを要す。天道の富とは何ぞや。信仰これなり。貧者は其貧を改めずして信仰によつて富むを得、病者は其病を改めずして信仰によつて快きを得、愚者は其愚を改めずして信仰によつて賢なるを得、不徳者は其不徳を改めずして信仰によつて徳を得、況や富者をや、況や賢者をや、況や徳者をや。

古人謂く「人生は分數の如し」と。蓋し欲求は人生の分母にして、欲求の充足は人生の分子なり。分數の價值を大ならしめんらざれば分子を大ならしむるを要す。如何に欲求の充足(分子)を増八すと雖も同時に欲求(分母)を増大せば、人生(分數)の價值は變ずべからず。之に反して欲求の充足(分子)に變化なしと雖も、欲求(分母)を縮少せば、即ち人生の價值を大にすべし。信仰は凡人 欲求を制限するのみにあらず、之としては全く無欲ならしめ、自家の小欲を抛棄して、宇宙の靈源に歸投し、如來の義理に満足せしむるが故に道義を向上し、智識を淨化し、健康を増進し、資財の利用を完

からしむ。これ豈無上の富にあらずや。無上の實にあらずや。(第一義)

刑政理想の實現

法市調示の中より

刑政の理想は犯罪を絶滅するに在り。古人の所謂刑は無刑に在り。然して民中に協ふと云ふはこの謂なり。之がためには社會諸般の施設を改善し、犯罪の根源を消除するに努むべきは論を待たざる所なり。就中檢察、裁判、行刑及保護の各機關は相互に連絡を緊密にして消息を通し、互に之が防遏に努むるを最も要なりとす。従て職にこの事に従ふ者は其の事務の處理を了らしたる後と雖もなほ觀察を怠らせず、其の處置の適正妥當なりしやを反省して事務刷新の資料とし、理想の實現を期せられむことをのぞむ。(司法官會議席上)



刑獄聞集 (その三)

德川時代の拘禁制度

香 川 生

訊問の方法

德川幕府の刑罰や犯罪審理の様相から察すると威嚇主義に基きて一般社會を警戒するのが主たる目的であつたやうに思はれる。犯人の身分階級に據つて刑罰の名稱が異り其の拘禁場所や執行方法が異なる。例へば士道を辱しめざる士人は切腹、庶民は斬首、生命を斷つ死刑でも執行方法が身分で異なるか如き又法廷での鞠訊方の如きも士分の者には相當の禮を以てした。訊問の方法には答打、石抱、海老責、釣責の四種が有つて後世一様に拷問と稱へるが實は釣責を拷問といふたのである。誰にでも苛酷な訊問方法を用ひたのではない。案按反覆して是非を辨するも疑點解けず或は罪狀は明白でも犯人が自白せぬ時に初めて拷問の方法で糾強す

るのであつた。それも享保七年の制では殺人、放火、盜賊の三罪に限つて用ひ、元文五年關所破、謀書謀刺の罪を加へたので何罪にでも用ひたのでなく、其の罪が死刑に該當する徒に用ひたのであつた。府内の拷問は奉行の管掌で總て牢屋敷内で行つたので牢内には拷問蔵と稱するものがあつて二間と二間半即ち五坪の房舎があつて内二坪が座敷で残が白州となつて居たといふ。此の拷問は八代將軍吉宗公の時に一度廢止されて其の後復行はれるやうになつたけれども一年に二三次回位に過ぎなかつたやうである。

拘禁制

江戸町奉行の配下に俗に牢屋奉行と稱する今日の典獄に相當する職司があつて、牢獄の事を管掌して居た。

獄舎には揚屋敷、揚屋、大牢、女牢の四種と安永四年に別に百姓牢といふのを新築して五種となつた。揚屋敷には身分高き或階級の士分又は身分ある神官僧侶を拘禁した、揚屋は身分普通の士分又は普通は僧侶等を拘禁した、面白いことに此の揚屋敷、揚屋に拘禁される者は身の廻りの雑役に服する爲めに特に附人を置くことを允された、身分に應じて朝夕の膳部其他特別の待遇を受けたのである。大牢、百姓牢は庶民を禁禁したので女牢は婦人を拘禁したのである。斯様に身分に依つて拘禁場を異にし處遇が異つて居た、それでも拘禁場所は多くなかつたやうである。それは當時刑の執行は今日のやうに厳しい秘密でなく公開されたのが多いので自然隔離拘禁といふことは少く済んだらうし盜賊犯は當分の間死刑に處した時代もあつた又追放刑の軽い「門前拂」の如きは奉行所で言渡すと直に一定の場所まで引連れて追放する、後には奉行所の門前から追放した、即ち言渡せば即時に執行し了るのすらあり、「敲き」といふ刑は牢屋門前で行はれたもの、「監」の刑は牢屋敷に於て犯人の腕廻り中三分づゝ二筋入れるのであるが、其の文身の跡が癒へるまで留置き、癒へると牢から釋放するので長期間留置くのではない、

ゆるのは、これから来たのであらうかと思ふが之は私の想像に過ぎぬから御承知の方は教示して戴きたい。「監」の仕方は各藩で定めたのもあつて、一樣でなかつた。初犯者と累犯者、輕罪と重罪とは其刺文の仕方と別にしたのもあつたやうである。

小傳馬町の牢舎 (豊多摩刑務所の前身)

當時の獄舎の長即ち典獄は石出氏の世襲する所で牢舎敷内の役宅に住み役高三百俵を所得して居たやうである。獄舎は慶長八年江戸常盤橋門外に設けたが其の後延寶五年に小傳馬町に移したので總坪數三千六十餘坪を前述へた揚屋敷、揚屋、大牢、百姓牢、女牢の五に分け、外に淺草千束村と品川に瀆と稱するものがあつた、配下の役人は牢屋同心、牢屋下男といふのがあつて、同心は獄舎の増築に伴ひ増加し、百姓牢の成つた安永四年には五十八人になつたといふ。牢屋同心は今日の看守長又は看守の分掌事務を取扱つたやうである、下男は門番見張番又はは捕臺所の雜用等に從事し又看守の職務を補助するやうな分掌事務があつた、同心の祿高は二十俵二口、下男は金一兩二分一人扶持で其の中三十人には別に味噌代一日四文づゝ支給せられたやうで至つて薄給の下役であつた、又淺草品川の瀆には身分の低い守役が居たのである。

小傳馬町の牢舎は今を去る三百二十年の昔、慶長八年から幕

其外に輕微な刑には閉門、逼塞、戸しめ、遠慮、最も輕いのは「呵責」といふやうな牢内に拘禁せぬのもあつた。斯様に今日の自由刑執行とは其觀念主義が異つて居たから、犯罪刑の結着せぬ間拘禁する場所は澤山に設ける必要もあつたらうけれども、刑の執行場としては、多きを要せず又廣い場加をも必要としなかつたのであるらうと思ふ。

此の「敲き」といふのは八代將軍の時創まつたので其の裁判言渡があると、牢屋門前で徒目付、小人目付等の檢使役人が立會つて牢の同心が、犯人に管杖を加へるゝで、其の方法は犯人を裸體にし筵の上に其衣服を敷いて其上に偃臥せしめて、背髓骨を避けて肩、背部から臀部を鞭つのである、輕きは笞五十、重きは百に及ぶので打役頭が笞の下る毎に一つ、二つと其數を算へる、重敵は笞五十で一旦中止し醫師が手當を加へて更に五十を鞭つたといふことである、此の時犯人の差添へにも見せたので、町人は其家主名主を呼出して、其の敵の状を見せる、在方の者なら名主、組頭を呼出して見せる、敲き終れば名主に其者を引渡す、無宿者なら牢屋門前から追拂ふのである。由來冷遇の形容詞に「被拂ひ」とか「被放し」とか「門前拂ひ」といふ語を用

末、明治の初年に及んだのであるから江戸の牢獄として最も古い歴史を有するものであらう。明治維新百事改革に伴ひ明治二年十二月刑部省の管轄と定められたが刑部省の官制が改まつて司法省と成るや其監督下に入り明治四年には東京府の管轄となつた。それが明治八年五月に至つて、其の永い由緒ある監獄は小傳馬町から牛込市谷谷町に移轉し市谷谷町監獄所と稱するに至つた。明治九年二月司法省の管轄を離れて内務省の管轄に入り同時に市谷囚獄署と改まり、又明治十年八月には東京府の管理から警視廳の管理に遷つた、此の時警視廳に監獄本署を設けたので市谷囚獄署は巢鴨囚獄署と共に支署となり市谷監獄支署と稱するに至つた、其の後警視廳官制にも幾たびも改正があつて、其都度市谷監獄署となり再び市谷分署、市谷支署といふやうに名稱が變つたが明治三十年警視廳市谷監獄署となつたそれ以降分署支署といふやうなものもなく大監獄地位に進んで來たのであつたが、明治三十三年七月内務省の管轄を離れ司法省の管轄に屬し三十六年監獄官制が發布せられ四月から實施せらるゝ警視廳の管理を脱し司法入臣の直轄となり同時に市谷監獄と改稱された。其市谷監獄が明治四十三年三月府下豊多摩郡野方村に移轉し漸次工事を進め獄舎の建築が成るや大正四年五月豊多摩監獄と改稱され更に十一年十月豊多摩刑務所となつた、即ち昔時小傳馬町の牢獄は今の豊多摩刑務所の前身である。今日の豊多摩刑務所は全國でも有数の建物を有し、歐米のそれに比し遜色のない寧ろ模範的の設備であると申して過言であるまい、それは明治初年以降刑罰事恩

想の進歩、法網の完備と諸制度の改良と相俟て今日の盛観を成したのであるが、小傳馬町の牢獄が斯くも變化するであらうと誰か豫測したであらう。

再び小傳馬町の牢獄の取扱を顧みるに、犯人を收容するには同心が入監證即ち令狀に照して受領する、受領すれば衣類を脱せしめて携有物を検査する殊に貨錢とか刀劍類とか私かに持て居りはせぬか厳密に検査する其れが終れば輕罪重罪を分たず一房に集禁するのである、一房内には囚徒の中から名主一名役付十一名を置いて房内の取締をさせ又輕罪囚を通して重罪囚の素行を知るやうにした。又毎夕獄丁二人は房の内外通路を掃を乗て巡視したといふ事であるが、點燈設備のない當時僅かに手燭探りに闇の牢舎を巡視したといふのであるから不便であり、今日のやうに終始巡視するのと較ぶれば取締の届かなかつたことは想像するに難くない、それに月に一回典獄は町奉行所與力と獄に臨監して房内の衣類器具を検査するに過ぎないのであつたから、房内で不埒な所業があつても發見し得なかつたのであらうと思ふ。

待 遇 の 一 斑

場内に埋めたのである。死刑の宣告は牢屋敷に臨みて言渡すと直に執行に着手する。其死刑囚が各牢舎の前を通ると、各牢内の名主代が扉口に立ちて名残りの挨拶を述べたのである。又市中を引廻はされるのは此の小傳馬町の牢屋の裏門から引き出したので、引廻しは空令から遠からぬ日本橋と江戸橋の間を引廻すと江戸市中の大部分を引廻すのとあつたやうである、遠島に處せられるものは宣告があつても出帆までは牢内に留置き、愈出帆といふ時に此の牢舎の裏門から船場まで護送したのである。

それから獄舎の附近に火災が起きた時には揚屋敷の罪囚及病者は直に相當便宜の地へ押送して避難せしめ獄舎に火勢が迫るに及べば則ち獄舎を開きて縦つ、其避難の場所は本所回向院としてあつた、解放された者は三日以内に歸監することを命し、命に従つて歸來つた者は典獄から具狀して其の罪の減等を願ふたものである、舊記に石出帯刀と云ふ名典獄の縦囚の英斷振り

が書いてある、それは
こゝにて籠屋の奉行を石出帯刀と申す、しきりに猛火燃えきたり、すてに籠屋に近づきしかば帯刀乃ち科人どもに申さるゝは、なんぢら今は焼き殺されん事疑ひなし、まことにふびんの事なり、こゝにて殺さんこともむざんなれば、しばらくく

拘禁中の糧食は罪囚の身分に依つて差別があつて揚屋敷に在る者は一日玄米六合に一汁三菜、揚屋大年百姓牢の者には一日玄米六合に汁、鹽、菜又女囚には玄米三合に汁、鹽、菜を給し外に罪囚の賄雜用に二百文とか百文を充てられた、又七月十三日には鬚髮を剃らせたり梳らせて、地獄の釜も蓋が開くといふ孟蘭盆七月十五日には奉行から鮎魚素麵を給されたといふことである、衣類は官給せず親族から差入ることを許し、無籍の者には官から夏は麻の帷子一枚、冬は淺葱色の綿衣一枚を給した但し入監の際着用して來た衣類が破損するまでは給せぬ、親族故舊から衣類金銭又は食物を差入するには法衛に頼み其の許可を得て獄署に持て行くのであつた。塵紙は月初めに百枚づゝ官給されたのである、入浴は寒暑に依り月に三回又は四回寒夜には湯婆を給し真夏には各房舎に團扇を渡し毎日房外に於て納涼させたといふことである、醫員は毎日一回巡診し病死者が出る典獄は見廻與力と濫んで死體の檢視をして診斷書を添へ法衛へ報告する、今日刑事被告人が死亡すれば當該裁判所に通報するのと同じである、併し今日では死體は刑務所長の適宜處分に委してあるが此の當時は法衛の指圖に従つて、親族に下付し又は刑

るしはなつへし。足にまかせて何方へも逃れゆき、ずいぶん命をたすかり、火も鎮りたらば、一人も残らず下谷のれんけいじへ來るへし、此義理をたがへず参りたらば、わが身にかへても、なんぢらが命を申たさくへし。若又此約束を違へて參らざる者は、雲の原までもさくし出し、其身の事は申すに及ばず、一門までも成敗すべしと有て、すなはち籠の戸をひらき、數百の科人を免し出して放されけり。科人どもは、手をあはせ涕を流し、かゝる御めぐみこそ有難けれど、おもひくへに逃行けるが、火しちまりて後、約束の如く皆下谷にあつまりけり、帯刀大きに喜び、なんぢらまことに義あり、たとひ重罪なればとて、我を守るものをば、いかで殺すべきやとて此おもむきを御家老がたへ申上て、科人をゆるし給ひけり。

とあつて、膽力ありて果斷、情に厚く義に強い人であつた、流石非道の罪人も其の情義に感じ一人残らず歸つて來たと云ふのは獄制史上の美談であると思ふ。
淺草と品川に病檻があつた、これが所謂「溜」と稱したもので、溜に收容するのは重い病者に限つたのであつた、但逆罪の者は病重態に陥つても溜に移さず獄舎に拘禁を續けたのである、これは溜は病者の扱をする程度を取締をするに過ぎぬから萬一の逃亡奪掠を懼れたのであらうか、此の二ヶ所の溜の監守役は松右衛門、善七といふ賤しい輩が之に當つたといふ事である、これも世襲となつて居た、溜は貞享四年から始まり淺草の溜は元禄十二年、品川の溜は十三年に擴張したといふことであるが獄舎と病檻とは處を別にしたものと見える。

アメリカン・プリズン・アソシエーション例年會議

(American Prison Association).

受刑者の分類——カウンティ・ヂエール——英國の行刑事情——犯罪の原因——決議事項——刑務官練習所

Am^{er}ican Pr^{is}on As^{so}ciation の第五十五回例年會議 (Annual session) は去る一九二五年十一月中ミシシッピ州のチャックソン市に開催せられたのであるが、委員を派遣した州は四十三州に及びメキシコも参加したのである。ミシシッピ州を除き代表委員の数は約二百五十人で、ニューチャールシー州のレーウエーに於ける州立感化院の長たるドクトル・フランク・ムーア氏は會議の議長になつた。左に開會に際し氏の演説の概要を抄録する。

「アメリカのプリズンは犯人を改善せしむるに失敗したとは、よく世間で言はれる所であるが、若しこの事が眞實であるとしたら、その最大の理由は、犯人を適當に分類して、彼等の心身の特質に應じて特殊の處遇を興ふるに失敗したことに存するのである。

例へば我々のリホームトリー(感化院)を例に取って見てもわかるのである。大抵の場合、此等は皆な塵芥捨て場同様で、あらゆる種類の犯人——初犯累犯、精神の正常なるもの、白痴のもの、家族遺棄、常習泥酔、竊盜強盜、暗殺請負等の諸犯人、麻酔劑服用者、變態性懲犯の如き、あらゆる犯人が一

ついで手きびしい攻撃が加へられるのである。或るものゝ主張するが如く、このシステムが、成功すべくして成功しないのが眞實であつたとしたら、それには二箇の理由が存するのである。

其一は、受刑者の釋放(Release)が正しい根據によつて行はれないことである。長い間一般に廣く信ぜられてゐた、プリズンは時計の針の進行で定められる事項となつてしまつて、釋放の標準は受刑者其人の性格によつてではなく、曆の日附で定められるのである。人の性格を知ることが難いと曰はれるのは眞で、人心の奥底を看透して、其人の何物たるやを語るには神の如き力を要するのである。然しながら、我々がかういふ力を有つてゐないとしても、しかも其ために我等の有つてゐる智慧の力を川ふることを忘れてはならないのである。

各州のParole Boards(假釋放を決定する委員)は自分達の仕事をいい加減に考へてゐてはならないのである。彼等は深刻な心理の研究者でなければならぬ。慎重に受刑者の記録を研究し、彼を相當のテストにかけ、受刑者の日々の行狀成蹟を知り、而して後、偏頗のない良心に聚ちない決定を興へなければならぬのである。……

斯して協働が必要になつて來るのである。不定期刑は固定刑に代らなければならぬのである。行政の局に在るものは、

才能のある性格の高い人をパロール・ボードに任命し、如何なる人の努力によつても正當ならざる方法によつて受刑者が解放せらるゝようなことがあつてはならないのである。

我がパロール・システムの失敗の他の原因は、監視(スーパー・ビザン)の不完全なことである。

行刑施設から出て行く時は、人の一身上にとつて最も大切な時である、たとへば其人が眞に改悔し、眞に正業に就かんとする心があつても、彼は弱弱いのである。彼は健康を恢復し得たばかりである。病院から出て来た人と異りはないのである。新しく獲得された彼の自由は往々にして混亂がちである。新しい職業には慣れず、家庭の事情はうまく行かず。以前の悪い友達に付きまとふのである。時には社會から指弾も受けなければならぬのである。而して、プリズンに在つた日には、日々々々監視訓練を受け、規則に教へ導かれ、正しかれと勧め勵まされてゐた此の弱い人が、殆んど孤りて誰れの助けもなく至難の業を成し遂げるべく出て行くのである。我がアメリカのプリズンでは平均受刑者十人に對して一人の職員(オプティマ)の割合である。假釋放者の監視(パロール・ウォーク)に於ては、二百人に對して漸く一人のオプティマを有つたか有たない程である。プリズンに於ては一受刑者に對して少くも百弗を費してゐるに反して、假出獄後の監視(パロール・ウォーク)には僅かに一弗を費すのみである。しかも此の社會復帰を完成すべきアフター・ケアはプリズンに於ける教化改善とその重

の試験とも見るべきで、吾人は喜んで此の問題を受取つて勇ましく克服すべきである。

アメリカはクライム・プログラムを解決し得るにちがひない。毫も危慮するに足らないのである。只だ要する所のものは國民一致の努力に在る。

カウンティ・チェール

同會議席上此のアソシエーションの市郡のチェール(短刑務所)に關する委員の長たるニューヨークのラッセル・セーチ財團(社)の事務所の研究所のドクトル・ヘステインクス・エチ・ハート氏は、合衆國所屬のカウンティ(郡)・チェールに拘禁せられてゐる合衆國法上の犯罪人(Federal prisoners)に關する特別報告をなしたのであるその大要を左に掲ぐ。

一七八九年フヒラデルフィヤに開かれたる合衆國聯邦會議(Federal congress)に於て、合衆國は其費用を州に賠償すべしとの了解の下に、合衆國の權限で戒護を託された受刑者を受刑するの義務を州の刑務所の長に負せる法律を制定すべきことを數箇の州の立法部に要求する決議案が採用されたのである。

多くの州は、實際は凡ての州と云つてもいいのであ

大きは全く等しいのである。

アメリカは他のいづれの文化國よりも犯罪率が多いと謂はれてゐる。然し、こんな比較は無意味で耳を傾くるに足らないのである。人も知る如くアメリカはいづれの國よりも移民の多い國であつて、犯罪の大部分はかゝる外國生れの子住民によつて行はれるのである。加つて、アメリカは或る點に於いて最も厳しい法律を有つてゐるのであつて、他の國で許さるゝ事も此の國では法律違反となるのである。禁酒法はその尤も著しいものである。其上に、アメリカは最も景氣の好い國であつて、世界に於ける自働車の三分の二はアメリカに屬してゐるといふ事實は異く之を説明するものである。而して不幸にして自働車は近年多くの犯罪の原因となつたのである。且つや、我が國は自由の國と誇つてゐる。然しながら大なる自由は常に人をして節制の範圍を越えしむる虞があるものである。この自由に加ふるに、我が國は巨大の富源を擁してゐるのである。しかも此の富源が余りに僅少な努力で開發されたといふことは、我が國民の徳性の陶冶に果する處渺くかつたのである。我が國に犯罪の多いのはたしかに技にその主たる一因を有つてゐるのである。

之に由て之を観るに、我が國の犯罪問題(犯罪率)は他に類例を見ない我が國の進歩繁榮に自然に伴ふ現象なのである。犯罪が自然の現象であつたとしたら、之が爲めに國家の耻辱(シーム)とは云へないのである。むしろ我等の抱いてゐる愛國心

が此の要求に應じたので、合衆國法上の犯罪人は、特に短期のものが、普通の州のチェールに送られたのである。爾來、合衆國政府が合衆國法上の犯人のために別に刑務所を設くるに至るまで、殆んど百年を経過してゐるのである。現在に於ては、合衆國には合衆國法上の犯人のための刑務所(United States Prisons)三箇と、及び成年感化院(Adult reformatory)二箇とがある。

Atlanta Penitentiary は一九〇二年に開かれ、一九二五年度の終りにては收容人員は三千二百五十八人を數へた。カンサス州の Leavenworth 刑務所には三千二百九十四人、McNeil Island の刑務所には六百十八人を數へてゐた。

ハート氏の報告は此等の刑務所以外の合衆國犯罪人に關するもので、昨年一九二五年には合衆國法上の犯人は直接諸州の八百九十三箇のチェール分配收容されて、其數は六千七百人であつた。各チェールに平均七人以上を收容した割合である。

合衆國政府はアメリカのカウンティ・チェール(郡の刑務所)及び勞役場(Workhouse)の三分の一に其の(合衆國法上の)犯人を收容してゐるのである。賃借料

はそのチェールに未だ嘗つて支拂はれたことなく、支拂はれてゐる糧食費も、戒護の實費よりも少いのである。

合衆國に於けるカウンティ・チェールの弊害の甚しきは、己に久しく周知の事實で、此等のチェールに拘禁さるゝ犯人の上に及ぼす悪化は頗る變慮に堪えないものがある。實際此等の施設の凡ては不十分を極めたものなのである。

ドクトル・ハート氏はその報告に於て合衆國に於ける現在の行刑状態と英國に於けるそれとを比較してゐる。

「ジョン・ハワードの當時より現在アメリカのチェールに見るが如き忌むべき状態は等しく歐洲の諸國にも存してゐたのである。然しながら此等の弊害は英、佛、スウェーデン、伯耳義の國々では己に除去されてしまつたのである。此等の國々ではチェールの血獄 (Bloodbath) は人間を取扱ふ特別の才能あり且つ經驗にも富むものから採用せられ、看守 (Warden) の如きも俸給は甚だ少ないのであるが、これ亦た慎重に選抜せられ、素質もたしかに良いのである。特に英國に於ては刑務所の下級職員 (Prison employees) の練習 (Training) のためにスクール (學校) が設けられてゐるのであつて、茲に職員は準備教育を受けざるべからざるのみならず、現に勤務

或は四人の受刑者につき一人の職員の割合で、アメリカの十人乃至二十五人の受刑者に對する一人の職員とは大なる差異であつて、アメリカに於けるよりも監視が行届く筈である。

己に六十年來合衆國の各州では立法により監督により、郡でも各種の郡會、執行官の手によりて、このアメリカのチェール・システムの改良を謀つてゐるけれども、凡て此等の勢力を一つの實行的なプログラムに統一することのできないために常に失敗してゐるのである。實效ある救済策は中央集權にあるのであるけれども、憲法上の規定並びに定平たる習慣と傳統との存するために、多くの州に於てはかかる中央集權は頗る難事に屬するのである。

然し合衆國としては司法部 (Department of Justice) があつて統一が得られ易いのであり、且つ必要な立法は下院の單獨決議で全國に亘つて制定せられ得るのであるから、合衆國所屬のチェールを設けるのは頗る易々たる事なのである。

テキサス州のハウストン市に於ける合衆國地方裁判所の判事ハッチソン氏は最近自ら試みたチェールの視

に就きたる後も、少くも一年間教育をつけなければならぬのである。(十五年一月號「刑政」——第九回國際刑務會議狀況(六〇頁)参照)。

英國に於ては受刑者の雜居 (Dormitory) は實際知られていないのである。各受刑者は自分の居房 (Cell) を有つてゐるのである。收容人員の定員を越へた場合には、一居房には三人を收容すべく、決して二人ならずといふ規則が定められてゐる。

上記の國々では健全なる受刑者は總て日々戶外に出で各自運動を取り、或は職員の見視の下に列を組んで行進運動をするのである。

凡て此等の國々では作業は受刑者のみならず、拘留中の刑事被告人にも與へらるゝのである。但し、受刑者には強制せらるゝのであるが、刑事被告人に對しては隨意に任かせてある。作業は大抵簡單なもので、木箱、木製玩具、郵便の行囊、軍隊用の皮具等の製造である。受刑者は自分の居房で仕事をする場合もあるし、他の受刑者と集團して仕事をする場合もある。

英國では標準居房の廣さは、奥行十四フヒート、間口九フヒート、高さ十フヒートである。各房にはかなりの大きさの外側窓が開いてゐる。」

察談を述べてその改良を促した。

「余のチェールに於て見出した事情は、固より之はチェールの監視を托されてゐるものには當り前の事と思はれてゐるのであるが、中世時代を想見せしむるような野蠻なるもので、その余りにキリスト教の主義に相反するの甚しきに驚かされたのである。余は、野獸の如く人を監に閉ぢ、而して若し社會が何物かを彼のために爲したといふならば、或る時間の經過後、依然として野獸の如き彼を社會に放ち歸らしむるより以上の何物でもなまなきないやり方が、如何に社會に經濟上の損失を來たすかを思ふたのである……」

余は、行刑といふ至難な精神上並びに道徳上の問題を、薄給の、無經驗の、精神的に頗る貧弱な人の手に委ねて顧みない制度に驚かされたのである。……

如何なる傳道事業と雖も、行刑事業よりもより高く、より貴き事業ではないのである。プリズン・ワークよりも切にキリストの心を傳へるものはないのである。しかも箇のキリストの教を奉ずると稱するアメリカを通じて、此等の依るに友無き人の子を、たとへるものは惡むべく厭ふべきものかもしれない、しかし思へば不幸な、かるが故にキリスト教の嗣しうる同情と扶助との極めて必要な、あはれむべき此等の人々の戒護を、我等はこれまで人の魂に對して何の理解も有たぬ無經驗な無關心な、時には冷酷で殘忍でもある人々の手に委ねて怪しまなかつたのである。

余はチエールの組織を改め、余等及び諸君の主義を實際のテストにかけ、飽くまで此の主義を實現せんことを建言せんがために、此會に出陣したのである。

氏は合衆國所屬のチエールを適當な場所に設けて國法上の犯人に 厝正當な處遇を與へるべきだと説いてゐる。

「犯罪と犯罪人」

ニューチャールシー州の行刑長官パーデット・ジョー・リユウイズ氏は標題の如き題下に立派な論文を朗讀したのである。茲に現在のアメリカの犯罪状態に向ての原因とその救治について述べた此の論文の要點を摘録する。

- 原 因 (Cause)
- 一、犯罪は社會組織以上に著しく組織されてゐる。
著しく組織されてゐる。スラフ、アイルランド、ドイツ、
 - 二、舊時代の都市。
 - 三、家庭の崩潰。
- その救治策 (Remedies)
- 社會をして犯人以上に其の組織を堅實ならしめよ。
- 速かに電化事業を促成し都市の過剩人口を地方に撒布すべきである。
- 近代科學と宗教と兩々提携して、近代的基礎の上にアメリカの家庭

- 四、アメリカ都市に於ける諸人種の混淆。
 - 五、ダンテの「地獄」に示されたが如き地獄の觀念の衰微。
る觀念の衰微。アイズム
 - 六、近代物質主義。
 - 七、犯罪は民主政治の副産物である。
 - 八、煩雜なる行政組織。
 - 九、法律及手續の朽廢。
 - 十、判事及檢事の薄俸。
- を得與すべきである。
- 各人種の宗教文、經濟上の要求に一々應じ得る特殊なる教育上のプログラムを立てよ。
- 否定の宗教に代ふるに實行の宗教を以てせよ。
- 科學と宗教とをして相提携して急激に變化しつゝある環境に適應するの道を講せしめよ。
- 人民をして十分に自ら治むることを學ばしめよ。
- わが代表政治の組織をして一層簡單ならしめ由て以て一層有効ならしめよ。
- 近代的の法制を利用して朽廢せる法律手續を除去し、人の行爲を支配するに足る一層靈活なる法規を制定すべきである。
- 司法官は行政官に對抗すべき地位に在るにも拘らず、行政官に比して菲薄なる俸給に甘せしむるの非を改めよ。

- 十一、日常生活の無味乾燥。
身體並びに精神上の訓練のためあらゆる國民的遊技を組織し更らに廣くラヂオを利用し、由て以て巧みに冒險を好み刺激を求むる人間の慾望を満たすべきである。
 - 十二、銃器自動車麻酔劑の亂用。
- 此等の原因と救治策については一々註釋が施されてゐるが、茲には僅かに(一)と(三)とについて言はれてゐる所を抜萃するに止める。

「(第一の原因)——已に數年前より矯正事業に經驗を積むだ人々は、小人数の組織の完全な、巧みに指揮されてゐる賊團が愚かな不幸な人共を使喚して唯命これ従はしむるため、アメリカには犯罪が多くなる、といふことを廣く世間に知らしむるに努めてゐたのである。五十年間、矯正事業家は此等の伶俐な職業的

な累進處遇を施すべきことを主張して來たのである。然しながら、我がアメリカの國及び州の行政組織の餘りに複雑で、諸の權限は徒らに錯綜して、且つ個人の權利と保障とは餘りに廣大に過ぎるので、職業的の犯

人は横行を肆にして終に國民生活を脅かすに至つたのである。

犯人の頭領は實に巧猾で、かゝる改良家は常にかゝる頭領に利用されてゐる人々に對してよりも、むしろ少數の巧猾な犯人共に莫大な處遇を主張してゐるように、たとへ暫くなりとも公衆をして信ぜしむるほど、事態を紛亂せしむるに成功してゐるのである。

(その救治策)——然し、かゝる犯人は市民の二パーセントに過ぎないのであるから、市民の九十八パーセントは投奪を肆にせんとする此等の二パーセントの人間を鎮壓するために、互に一致して強固な組織を作ることが出来る筈である。行政上の古い制度組織を改廢し、責任ある行政上の統制を確立して、一切の行政組織を掃清し單一化することは、非常に効果の多いことと思ふのである。

大小の都市は都市として、獨立に鐵道や飛行機や自動車で一日一夜の中に州から州へ逃がれ去ることのできる犯人と戦ふとするのは愚かな事である。已に都市の或るものでは地方町村の警察官は州の警察官とされた處もある。犯罪に關しては各自自治體の獨立といふような古い考へ方は存在の理由はないのである。官公吏は凡

て相協同して巧みに統率されてゐる犯罪活動に對抗し、悪徒の手先となつて働く愚かな不幸な者共に對しては適當な處遇訓練を與へるようにするだけの聰明を有つてゐなければならぬ。進歩した科學は掠奪を肆にせんとする國民の二パーセントに向つてよりも、自ら衛らんとする國民の九十八パーセントのものに對して一層大なる助けとなる筈である。

(第三の原因)——十九世紀の後半及び二十世紀の初頭に發達した蒸氣時代の都市は傳統的なアメリカのホームを破壊してしまつたのである。その結果、現在成長しつつある青少年は環境の急激な變化と、片足を前の時代に、片足を新しい時代に置いて、自分の問題を解決するにさへまご／＼してゐる兩親達の感化を受けて苦しむのである。彼等は變轉して定まらない過渡時代の犠牲となつてゐるのである。この蒸氣時代の都市に於ける家庭は、古いホームの有つてゐた、獨立、自然との密通、休息、兒女のしつけといふような舊式のホームの特色ともいふべき美點を失つてしまつたのである。ドクトルウキーパー氏は「十九世紀に於ける都市の生長」なる書中に、衛生と健康との點について都市の地方にまされることを主張してゐるが、

第九回國際刑務會議

インディアナ州のアモス・バットラー氏は去年八月ロンドンに於ける國際刑務會議の合衆國委員の一人であるが、イングランドの行刑事情について一場の興味ある報告演説をなしたのである。

大體上、氏の深い印象を受けた點は、イングランドの刑務所の建物は概してアメリカに於けるプリズンのタイプに勝つてゐるといふことであつた。外壁は一般に堅い花崗石で、居房も規則として外側窓(Outside Windows)を有つてゐるのである。刑務所には何處でも必ず一箇の Church (教會) と Chapel (禮拜堂) とがあるのである。氏はまた、イングランドでは Civil Service Rules (文官任用規則)の存するために、職員は我アメリカのプリズンに於ける普通の看守(Guard)及び下級の職員に勝つてゐるといふ印象を深くしたのである。彼等は職權に押ししむることなくして受刑者と自由な親しい交渉を保つて行くのである。彼等は自己の職權を正當に行使して、已れの戒護に委ねられた(Under their charge) 受刑者を改善することを喜ん

然るに二十世紀に至つて、却て地方に於ける道徳並びに精神的氛圍の人口充溢せる蒸氣時代の都市に勝ること萬々なるを示すに終つたのである。

(その救済策)——アメリカのホームが變つた他の形で、田舎に、郊外に再び急速に建設せられつつある。新聞紙、ラヂオ、飛行機、自動車調合牛乳及び調合糖並びに其の他の之に類する文化的資料施設は、他の餘計な弊害を伴はない都會の便宜を地方のホームにも供給しつゝあるのである。經驗に富むだ先見の明ある社會事業家は、此等の便宜によりて、現在の如く遊戯と勞働と全然分離してはゐなかつたホームの生活状態の或ものを、再び確立することができようと思つてゐる。彼等は、また原始民族の間に行れた遊戯は、普通勞働と冒險との混成物であつた昔時の生活々動の模倣であると言つてゐる。而して更らに彼等は若し現在の如く一意金儲けに注がれてゐる兩親達の注意を、育兒といふ重大な人間の仕事に向けることができたら、アメリカのホームは正しく再び建設せらるゝに至るであらうとも言つてゐるのである。實に此事たるアメリカの國民が將來解決すべき最も困難にして重大な問題の一つである。

で己の任とするように見えてゐた。

一八七〇年以來、イングランド、スコットランド、及びウェールズに於ける刑務所は悉く内務省(Home Department)の所管に移された結果、半数以上の刑務所は廢止せられたのである。此等の刑務所は、我等がアメリカで遭遇しなければならぬ「カウシティ・チエール」の如き困難な問題は己に有つてゐないのである。アメリカに於けるが如く政争の問題が刑務官吏の任命に累を及ぼすようなこともないのである。任命は文官任用規則によつて行はれるのである。尙ほドクトルバットラー氏の深く感じたとは、法律の運用の敏捷なこと、此の結果アメリカの如く被告人が數ヶ月も審理を待つてゐるような不都合はないといふことであつた。

ベンシルバニア・プリズン・ソサイエティのアルバート・ポトウ氏は釋放者の保護についての施設について質問する所があつた。イングランド、スコットランド、及びウェールズに於ける各刑務所には、一々之と聯絡する「受刑者保護協會」(Prisoners' Aid Society)があつて、受刑中より受刑者の保護事務を取扱つてゐるのであつて、一部は政府の補給により、一部は會員の



◆ 話 哀 廷 法 ◆

横田大審院長の

血あり涙ある名判決

正當防衛を超へた

兄殺に執行猶豫……○

大審院刑事第一部で開かれた正當防衛を超へた事件兄殺し事件に對し、裁判長横田大審院長は被告たる弟の原判決を破毀し、執行猶豫の恩典を與へられた血あり涙あり情理二つを完くした活斷があつたが、該事件のあらまはしはこうである。

高知縣長岡郡××村字×××德田修藏（假名當年廿二才）は克く父母に事へ孝養をつくし、勤勉家事に勵み郷里の模範青年として人々から推稱されてゐた。之に反し兄の唯一は、數年前より素行修まらず遊蕩に耽り、その爲め一家は、たへず惱まされてゐた。

餘裕はなかつた、又田舎の農家に藝妓上りなどを勿論嫁に迎へるわけにはゆかなかつた。父も母もたゞ涙にくれて、その改心を祈りその要求に應じなかつた。唯一は、十三年十月中頃から實家に歸つて來たが、要求を拒絶された不平と腹癩せに、何の仕事にもつかず日々徒食し、僅かなことでも腹がたてば母のさだに器物を投げかけることすらあつた。

然し家人は、一切を恕してゐた。いつかさめることもあらうと、その日の來るのをまつてゐた。そうして他から嫁を迎へようと、それとなく探してもゐた。

弟の修藏も勿論兄を敬愛し、爭論などをしなかつた。村人の同情は、その修藏の美しい心に集まり、あゝした子をもつたことは、せめてもの慰めだと、言ひ合せてゐた。

唯一の行動は然し父母の哀願も修藏のこゝろづくしも何の反響も與へず、益々粗暴になつてゆくのみであつた。

◆ それは、秋も漸く閑になつた十月の終りであつた。もはや稻田の耕作も終りて、村人は、豐作を悦び、どことなく平和の色が漂ふてゐた。然し荒れすさんだ唯

其後、縣の巡査を唯一が拜命したので、父の成章を初め、一家はほつと安心をして、ひたすらにその更轉の生活の日の訪れてくる事を祈願してゐたが、父母の看視をのがれて別居するに至つた唯一は、益々放縱に身をくづし、予期をうらぎつてまもなく多額の負債をつくり其の爲め、彼は終に免職となつた。

彼の心は、ます／＼とすすんで、終に其の父母に對し負債の全部を償却することと、馴染になつた藝妓の身受金を求めた。

恒産のあるではなく、いま／＼から尠からず送金をしてゐて窮迫に陥つてゐた德田家には、もはやそんな

一には、むしろそれがじれつたかつた。何か強い刺激を欲してゐた。又理屈にたけ、情緒の柔かみを缺いてゐた彼れには、靜かに物を味つたりする温い心は、何ももつてゐなかつた。

◆ その日の夕暮である。

彼は、祖母が出てゆくのをみすますと、その祖母のお季が日頃、愛飼してゐた鶏を殺して、食はうとした。物やさしい修藏は兄にそんなことさせることは出来なかつた。たとへ畜生とは云へ、同じ家にかひ、ことに祖母が愛して日々自分の老後の慰みに飼つてゐる鶏を殺すことはどうしてもさせたくなかつた。

それで徐ろに、兄にそういふことをやめてくれと諫止した。

併しもとより唯一は修藏の云ふ事を聞かなかつた。「生意氣な、黙つとれ、俺がどうしようとお前のかまつたことじやありやしない。」

唯一は出刃庖丁を携へて鶏の小屋に趣いた。處が父親の成章がそれを知つて、彼が小屋にいつたときには鶏を出して、畑に放ちて終まつた。そのため唯一はその志を果たすことが出来なかつた。

成章は、そこで唯一をつれて茶の間に入った。そして父と母とは泣いて唯一に訴へるよう論じ自分の苦衷をのべた。

然し唯一は興奮の色を顯はして両親にくつてかゝり終には暴言を吐いて激しく両親を罵つた。

父と母とは世間の手前、そう大聲を出されてはわるいし、これ以上居てはまずく心をあらめるものと考へ反省を促してそこを出た。

修藏はその兄の暴言を聞き流しに、ておくことはもはや出来なかつた。彼は兄の手を握り老いた両親にそんな無暴なことを云ふ者ではないと諫め、この家は當然あなたのものだからひとつと眞面目に働いて立派になつてくれと改めて嘆願した。

修藏はその弟の諫止を反つて癪にさへた。そうして無暴にも鶏を殺すべく所持してゐた出刃庖丁を逆手にもつて「ぐづ／＼ぬかしやがると遣つつけるぞ」と放言し修藏につきかゝつた。驚いて修藏は、あつと叫んで身を替した。すかさされた唯一はやつきになつて思はず斬りかけたので、修藏は唯一の庖丁をもつ手にとりすがり之れを制せんとし、こゝに一大格闘は演ぜられて二人共土間にころげおちた。

在所に、はせかけて自首した。そうして、専ら、非行を悔ひ、ひたすら謹慎の意を表してゐた。彼がかく未決監にて、深く犯した罪に慥みつゝ法の審きをまつてゐる處に、彼の母親は、この事件の發生後、ひどく心を痛め、終に病床に臥する身となつてゐた。いろ／＼と介抱をし手當を講じ、慰安にみんながつとめたが、病は昂じてゆくのみであつた。そうして終に、藥石も效なく、愛兒の運命と、悲惨なる宿命に呪はれた家に唾涙をそゝり乍ら、哀れ、黄泉の客となつたのであつた。

ひたすら、神佛に全快を祈り、うち案じてゐる修藏は、この報をきいて、氣も狂はん計りに、悲嘆にくれた。「兄をころし、いままた母を殺しか自分の大罪！」彼は、更らに、大きな罪業を、身に感じた。母が、この世に生れて來たのは、苦しまんがためであるような氣もしていとほしくもあつた。

生きて居る幼ない妹、そうして老いて、世をはかんでゐる祖母の顔も、夢幻となつて顯はれても來た。「あゝ、もう一度あつて、罪の許しを乞ひたい。せめて父や祖母に安心を與へたい。」

唯一は中學時代は角力の選手であつた。修藏は体軀力量ともに兄に及ばない、直ちに彼はくみおさへつつけられ下敷になつた。幸に修藏は左利であつた。やつとそれを利し隙を得て庖丁を奪取し身を以て逃れようとしたが、唯一は強力を以て再び奪還しようとする。これを修藏ははなすまいとする。

共に殺氣だつた。もし唯一に兇器をうばはれたら、忽ちやられてしまふ。終に修藏は奪はれようとする刹那、兄の胸部を思はずつきさしたのであつた。處へ血相をかへてかけつけて來た父の成章は馬のりになつてゐる唯一の腰部をもつてゐた鎌で斬付けた。それにひるんだ唯一はすばやくそこを立ち逃れたが、平靜の心をうしなひ恐怖と興奮の念にかられた修藏は行爲の結果如何を顧慮するの暇なく無意識に追及し、逃ぐる途中父成章のため、鎌で頭と頸を斬られた兄を隣家の畑の井戸端にて出命がしらに出刃庖丁を以て、左季肋部を突き刺し、遂に死に到らしめたのである。

修藏は、その刹那今更のやうに思はず大罪を犯したことを自覺した、夢かと驚いたが、直ちに決意し、駐

自分の罪を悔ひれば悔ひるほど、また生に對するところがいくら、あせらうと惱もうと、いま自分にはどうすることも出来ない。彼は、このたび、惱をうちにひめつゝ、謹嚴な態度で、裁判の日をまつてゐた。

此の事件に對する判決は、初め兇器を以て、胸部をつき刺したのは、刑法の第三十六條第一項の、正當防衛に、該當するもので、罰すべきものでない。追跡して、傷害を加へた所爲は、一見殺意があつたやうであるけれども、平素の行狀、兄に對する態度から見て、一家のために放縱な道樂者の兄を殺害しようなどといつた殺意のあつたことは見られず、第二百四條に該當するものであるが、防衛の程度を越へたものであるから、第三十六條の第二項を適用し、本人は、發覺前に、自首したのであるから、第四十二條を適用し第六十八條に従ひ、第二百四條所定の懲役刑を選抜し、之に法定の減刑をなし懲役二年の刑を科せられた。而して、本件の如きは、固より自ら覺めて爲した處の行爲ではなく、兄の兇暴なる行爲に基因してゐるので、唯一か

ら初め襲撃せられたのは、修蔵にとりては、不慮の災禍だとも云へる。こゝに壯年の血氣之を制するの力なく嗚嗚の間に、事故に及びたるは、寧ろ憫察すべきものがあり、又犯行後を見るに、深く悔念の念が、發露してゐる。加之一家は、坐食するに足るの恒産があるのではなく、家人が稼作し、以て生計を立てゝゐる有様であるが、兄は死亡し、母は審理中に病歿し、祖母と季妹をひかへては、その惨状思ふべく、又父及本人の苦痛は、察するに余りがある。故に事實刑を科したならば、法の豫期しない苛酷な結果を生じることが明らかで、それは、決して刑事政策に、當を得たところの處置ではない。

故にむしろ、法の威力を示すと共に、その恩恵に假すに時を以てし、家庭にありて、父母に孝養をつくし、家事を勉勵させ、自改遷善の實を、あげしむるのことが、尤も優れた處置なりと認められて、こゝに三年間の執行猶豫を與へられたのである。

刑は徒らに刑せんが爲めの刑にあらず。法の威力を示しながら、しかも刑の目的を充分に達し、情理かね備へたこの名判決に、吾人は學ぶべき多くを認めずにはゐられない。こゝに省録して讀者諸氏

に一讀を促がした次第である。

陸奥伯所望のまな板縁起

山形刑務所に關閉された
宗光愛撫の物の大木

陸奥伯爵家から司法省の手を経て、今回山形刑務所に柳の大木で造つたまな板を寄附して貰ひたいと依頼して来たが、其所有者である刑務所の小使草刈藤七は之を拒絶した。

右のまな板と云ふのは、西南戦争の際陸奥宗光氏が西郷南洲翁を援けて糧食を送つた爲、事變をして案外長引かした陰謀が暴露し、國事犯として禁錮十年に處せられ、當時山形監獄に送られたが、在監中の徒然を慰める爲、自ら一本の柳を植へ之を陸奥柳と名付けて愛好し、折にふれて獄中の感想を詩歌に託したものである。

その後白蟻に胃されて、昨年秋遂に枯れて仕舞つたのでそれを切つてまな板その他を造り、まな板は小使の手に入つたが、それを陸奥伯爵家から取り返さうとして今度の交渉に及んだのであると。

ものか」と云つて馬鹿にして、屬官まかせで何かの書類と一しよに碌に見もせず判別して答申した。

一方胸に一物ある原さんの方では、鶴の目鷹の目で待つてゐるところへ、ぼつ／＼と書類を今の横濱市長の有吉、朝鮮總監の湯淺など云ふ内務省の俊鋭參事官に廻して、精密なる審査をしたからたまらない答申書を附箋で一ばいだ。

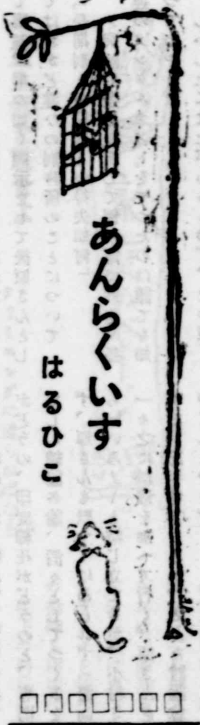
かくする程に地方長官會議が始まつた。原さんは内務大臣としての初舞台だ。いよ／＼會議になつて議長席にいた原さんは机上にうづ高く積まれたピラ／＼のついた答申書を流し目に見ながら、

「かねて諸君から送られた答申書はこゝに纏めて持つて来たが、中にはなほ注意の存するところの十分辨得出来ないものもあるから願ふ忌憚なき御意見を承り度い。」

さう云つて山と積まれた中の一つを抜き出し、その知事に尋ねた。

「この治水工事を十年開てやるのと五年間でやるのと利害得失はどうか」

「この事業に對する財政計劃が不確實であ



原さん 小村さん

エラクなる人には何處か通つたところがある、いや凡人とは違つたかくれたる努力を拂つてゐる、それを聞くことは、われわれにとつても參考になる。

「力の政治」を標榜してすべてに「權威」を以て臨んだ大政治家の故原敬氏が、あれだけおさへる利く人になつたのは、もとより人間が偉かつたのにもよるが、たいぢつとしてゐてあれだけになれる道理はない。

原さんが始めて第一次西園寺内閣の内務大臣になつた時、その頃はまだ今の如くい

あんらくいす
はるひこ

けゆる「中央」の威力のあがらない頃で、地方の知事が國主氣取りで威張つてゐたところであるから、内務大臣の命令だつて氣に入らねば遠慮なくハネつけると云つた風であつた。それでは成合が行はれぬ、大臣になつた以上自分の政策を實行するには、維れ命維れ従ふ地方官に化してしまはねばならぬと考へたのも原さんの人となりから見て無理はない。

原さんは就仕早々何くわぬ顔で「其ノ府縣ニテ緊要ナル事業アラハ意見書ヲ提出スヘシ又政府ニ對スル希望意見アラハ卒直ニ開陳スヘシ」と云ふ通牒を出した。

これを見た地方長官たちは「何を云つてゐるのだ、原に内務のことがわかつてたま

るがその點如何

相手がアヤふやと見ると、余計に突込んで質問する。それが突拍子もなくやられるものだから、官判を押した知事の面くらひは目もあてられぬ。いゝ加減にお茶を濁すものもあり、又「いづれ調査の上で……」とかぶとぬぐのもありサンザンの態ならく。

原さんに見れば、一々試験をしてゐるのだから内々會心の笑を浮べて遠慮なくやる。あはて、屬官を電報で呼び寄せて見てもアトの祭だ。この試験の結果により其處には大更迭が行はれ、思ふ存分舵を振つていはいゆる剃刀の鋭きを發揮したんだと云ふ。その後原さんが首相で司法大臣をかねてゐた時、刑務所長會同に主務大臣として臨み、形如く訓示をして後原さんとしてはおかど違ひの刑務所のことについて「長期刑と短期刑との得失如何」と突然問題を提出して例の傳で刑務所長連のメンタルテストをやつたのは誰とも知つてゐやう。

しかし上には上があるもので、その原さんが外務省の後足として陸奥制刀大臣の下に加藤さんの政務局長と並んで通商局長をしてゐた頃、小村さんは無譯局長として三人が鼎の足になつて外務省をさゝえてゐた

ある年の忘年会の時、大臣を正座におしてゐた頃、小村さんは無譯局長として三人が鼎の足になつて外務省をさゝえてゐた。原さんには返答が出来ない。いづれよく調べてとつた小村さん、いつも黙り屋のくせに今夜はまた横合から口を出し、「それは、テモ原さんにはわかるまい」と云ひ放つた、當の原さんは勿論一座の面々意外な面持つると、小村さんは「そもそも綿は」から始めて、マンチエスターがどうの、印度棉花がどうのと、専門家はだしの議論各論、滔々としてつくるを知らず、原さんも黙つてはゐられず一通向上から「いろ／＼と特立して行く。原さんダヂダヂだ。忘年会どころか、とんだ討論會になつてしまつて。」

二人の討論を床柱にもたれてちつと聞いてゐた陸奥さんは潮時を見て「今夜の議論は小村の勝ぢや」と軍配を小村に揚げる。



二重生活を脱せよ

余り廣くもない支間に、日和下駄に雨下駄、麻裏にスリッパ長靴と短靴と凡ゆる履物を陳列し、其壁際には香傘に蝙蝠、蛇の目にパラソル等を立掛けて居る、是れやがて家族の服装の變化を表示するものであつて、和服と洋服との所謂二重生活の重荷が其所に横たはつて居るのである。

其結果、抽斗許りの箆筒では事が足りなくなり、両開きの扉の付いた洋服箆筒の必要が起り火熨斗とアイロンの用費を促し針指とミシンの準備を整する始末、そして其結果あるもろは洗濯屋へ、或物は

クリーニングに遣らねばならぬ、冬は和服にもマント、雨には袖付のレインコートも入用なりと云ふ。

試みに客所を覗くと、薪の籠と炭の七輪、瓦斯釜に石油コンロと所狭く居並び、棚には鍋釜とフライパンが割込み替油燗にソリス爐が肩々相摩し、味噌とバターとが角を突合せ、コーヒと煎茶が鉢合をしたり、膳戸棚の蔭で、フー

イタと刺箸が相撲を取つて居る丈でも容易じやない。

机上にはペンと毛筆、巻紙とレターペーパー、横封筒に堅紙袋、インキ壺に硯、是等

小村さんがお門達の紡績について何うして又よく知つてゐたか、それは小村さんも局長とは名のみで貧乏なものだから合間に翻譯の内職をしてゐた、其内職の購物でつい前日紡績に關する著述を翻譯したばかりのところだからたまらない、ホヤ／＼の仕入れをもつてとう／＼原さんをへこましてしまつたと云ふ話、後に小村さんは左那の代理公使となり、日清の衝突避け誰しと見て、遂に歸朝大臣と共に明治天皇の御前に出て、大臣ソツチのけて、またもや文字通りの委曲伏奏して滔々數時間に及び、陛下の御食事時間と注意されて、やつと止めたと云ふ逸話もある。一は後に日露の講和に使用して大功を樹てた大外交家、他は日本の大政治家として前後不世出の大人物と稱へられた人、いづれ劣らぬ巨人の面影を偲ぶにつけ、とつて以て鏡とすべく多くを見逃がす譯にはゆかぬ。

子供が集まつて木片や石塊で小家を築造してゐるのを見る事がある。この先天的に技術すきな國民が、自由的制度の下に置かれてゐるのだからラヂオの發達は著るしいもので、小學校の生徒がウルウオース邊の十仙の部分品を買ひ集め盛んに聴取し、中には時々驚くやうな好成绩を示す者がある今や放送局數六百に垂んとし、聴取機數は五百萬と稱せられ世界第一の普及を示してゐる。イギリスの放送局數二十局、聴取機數百四十萬、ドイツの十九放送局、聴取機數百萬に比してはるかに優越な地歩を占めてゐる。

米國のラジオ界

米國においては、ラヂオに關しては極めて自由な制度の下に自由な發達をなしつつある。由來米國人は機械好きで電氣好きで、頑固な子供をつかまへてお前今に何になるかと聞いて見ると教師になると答へるものが随分多い、日本の子供と大分趣きを異にしてゐる點がある。又よく四五八

人間の体温

体温とか、男女とか、年齢によつて、多少の差があり又寒間寒間、精しく云へば時間

により或は運動とか働きにより昇降はあるが、総合的結果を挙げると次の様になる。

- 嬰兒 卅七度二―三分乃至卅七度六―七分
- 哺乳兒 卅七度乃至卅七度五―六分(個性的差異大)
- 幼兒 卅七度二―三分
- 學齡兒童 卅六度五―六分乃至卅七度
- 十五才以上廿才 卅六度三四分乃至卅七度
- 普通成人 卅六度二―三分乃至卅六度七―八分
- 六十才以上老人 何れも稍低し

ビンのふた

ビンの口には兎角ゴミがつきやすいものです。ゴミをい々ふきとる事も面倒なものですし、ふきとらなければ衛生上本當に危険な事です。ゴミがビンの口につかぬ様にする

には簡単でいゝ方法があります。それは何か不用になつたゴム切れがあつたらそれをコルクの上からさしこめばよろしい。つまりコルクにゴムの輪をはめるのです。するとコルクを抜いてもビンの口はいつもきれいになつてゐます。

立志の年齢

子供の内に未來の希望を立てて成功する、それは何歳頃の立志が勝を制したか或る統計から

年齢	政治家	實業家
九	一	一
一〇	一	一
一一	一	一
一二	一	一
一三	一	一
一四	一	一
一五	一	一
一六	一	一
一七	一	一

一八	一三	一二
一九	三	五
二〇	二	四
二一	三	四
二二	一	一
二三	二	二
二四	一	一
二五	一	一
二六	一	一
二七	三	一
二八	一	一

りがあり、沈澱物があり口を開けて瓦斯が吹き出ないもの、濁りとか沈澱物の出来るのは、濁りの洗ひ方が不完全であるとか、機械が悪いとか又は砂糖の安物を材料にする場合です、ザラメ糖の優良な品を使用する時は濁りも沈澱もありませんし、濁りも沈澱もありません。空中の細菌は炭酸瓦斯によつて死滅する筈ですが砂糖と有機酸の適度にはいつてゐる中では反つて繁殖するもので、濁りなく沈澱なく、濁りの口を開けて、瓦斯の噴出するものは良品とみて差し支へありません、日本で清涼飲料が賣り出されたのは慶應年間、當時はラムネが輸入されてゐたので、その原料の酒石酸と重炭酸曹達と砂糖を混じたものをジンシニキヤといつて明治の初

腐敗したら怖い

清涼飲料水

大體清涼飲料の製造法は清涼な場の中に糖水を入れ、それに香料色素を加へ炭酸瓦斯を注入した丈のもので、酒類醤油などに比べると随分簡単なものです。不良品は液に濁

りがあり、沈澱物があり口を開けて瓦斯が吹き出ないもの、濁りとか沈澱物の出来るのは、濁りの洗ひ方が不完全であるとか、機械が悪いとか又は砂糖の安物を材料にする場合です、ザラメ糖の優良な品を使用する時は濁りも沈澱もありませんし、濁りも沈澱もありません。空中の細菌は炭酸瓦斯によつて死滅する筈ですが砂糖と有機酸の適度にはいつてゐる中では反つて繁殖するもので、濁りなく沈澱なく、濁りの口を開けて、瓦斯の噴出するものは良品とみて差し支へありません、日本で清涼飲料が賣り出されたのは慶應年間、當時はラムネが輸入されてゐたので、その原料の酒石酸と重炭酸曹達と砂糖を混じたものをジンシニキヤといつて明治の初

年頃には大も一であつたさうです、それも時代と共に人々の嗜好が變つてラムネだけで満足されず、そのつけ味もサイダー、シトロン、パームなど名稱の違ふのと同様に多少違つて賣出されるやうになりました。

磨き水の効用

但し混砂米は有害 ▲入浴用―二度目の洗し水をとつて置いて風呂の水に加へ一所に沸かして入浴すると、便秘や冷え性の人に効があるまた濃い磨き水を温めて髪を洗ふと、よく垢を落とし髪のをよくする。

▲煮物用―ゴボウ、レンコン、タケノコのやうなあくのあるものを煮る時、磨き汁でゆであげるとごく柔かに煮える、また二度目の汁で味噌汁をつくと白味噌のやうになり味

はひもよいこれは便秘の時に大變きく。

▲洗濯用―磨き水で洗濯すると石鹼を餘り使はなくてもよく垢が落ちる。殊に白地のものを洗ふ時には是非利用して欲しい。又帯地のやうな厚い織物を洗る時に用ひてもよい

なほ磨き水は肥料としても野菜や草花などに用ひて効果がある。殊に里芋や菜の類に施すと一層効目がある。

燈火の能率

蠟燭を使ふ時は、蠟燭を十圓消費しても、そのうちのたつた一錢だけしか光りとして得られない。他はすべて熱となつて了ぶ。石油ランプは、蠟燭にくらべて光りとしての能率は約二倍になる即ち五圓の石油で、一錢の光力が得られる。ガス、マンツルの場合

になると燃料一圓に對して光

簡単な臭気どめ

普通便所内に片脚油等を吊し臭氣を防いで居るが、神經が過敏になつておる季節などに強い香氣を嗅ぐと益々神經を興奮させてよくない、それで木炭を數個紐で縛り小便止めに吊しておけば絶対に夏季でも悪臭はない。蠟も生じないこれは木炭が各種の有臭物を

水遊び

今年二歳になる坊ちゃんがチョコ／＼歩み出してバケツの水を踏つて居るうち、ツイ其中に首を突込んで溺死を遂げた、それは先月のことである、これから夏になると大人でも、子供でも自然と水に親しむこととなる、子供の水遊び殊に井戸端とか、川端によく寄りたがるものである、又水泳にも出る、子を持つ親達の注意が肝要である。

入梅

六月十二日、衛生と徽に用心。

醇風美俗と法律

我國古今の立法主義を通観して……▲

檢事總長 小山松吉氏談

我國五時の立法の事情 明治の初めに歐米の文化が一度我國に輸入せられまして、我國民は其の文物の燦然たる有様と理學の進歩、交通發達の整頓に驚きまして歐米各國の外形の文明に心酔し、遂に國を擧げて歐米の思想を模倣しやうと云ふ状態となりまして、事の善惡を問はず之に倣はうとし、一面は我國の習慣若くは風俗を放棄して彼國の風俗に従ふやうになつたのであります。此時に於て歐米諸國と對等國の交際をしやうと致しまするのには先づ外國人が我國に對して有つて居つた治外法權を撤去し、我司法權の下に立たしめなければならぬ、それには歐米人に相當する法律制度を日本國に布かなければならぬのであります。生命、自由、財産の安固を保障するためには彼等が適當なりと認むる制度を布かなければならぬことは明白な事實で

あります。是に於て我國の朝野を擧げて法律制度の改正に努力することになりまして、先づフランス人のボアソナード氏の草案に基いて佛國流の刑法、治罪法と云ふものを制定したのであります。之を明治十五年一月一日より施行しまして、明治二十三年の十一月一日より裁判所構成法、改正しました刑事訴訟法、明治二十四年の四月一日から民事訴訟法、明治三十一年の七月十六日から民法、同三十二年の六月十六日から商法を施行したのであります。其間に於て治外法權は撤去せられて、改正條約が締結をせらるゝことになりまして、明治三十二年の六、七月の頃から治外法權は全く撤去せらるゝことになつたのであります。今述べた所の内容を調査して見ますると、外國の法制に倣做したものが甚だ多い。形式上のみでなくして、

實質其のものも亦外國の眞似をしてしまつたものがある。甚だしいものになりますると、裁判所構成法、民事訴訟法の如き、殆んど外國法の翻譯同様のものがあります。斯う云ふことをしたしたのは、之は昔から何處の國にもあつたことで、各國の歴史の上に現はれて居る、外國法を繼受すると云ふことで、ドイツはローマ法を繼受して居る、フランスもローマ法を繼受して居る、當時我國の政情と云ふものは外國法を繼受しなければならぬ已むを得ない事情にあつたのであります。

保持し、隣保相佑くるといふ良俗を無視したるが如く解せらるゝもの、又義勇奉公の觀念と相容れないものもある。第四は隨つて若し從來の法を以て國民思想をどこまでも規律して行くとすれば、法的生活を爲すものは道義を無視する状態となる虞れがある。換言すれば法律の規定に背かなければ何事をも可なりといふやうな思想を養成せしむる傾向が見えるのであります。

其の法律を改正しなければならぬと云ふ要點を述べて見ますと、第一は繼受した法律の多くのものは個人主義的權利思想、即ち個人の權利を何處までも主張した思想の發達した時代のものであります。我國の如く權利と云ふことを余りやかましく言はない所謂道義を尊重し忠孝を基本として居る國とは相容れないものがある。其次は尊族親に對する犯罪、師其他恩義を受けたるものに對する殺傷罪に關する規定が完全でない、詰り個人主義から出發しますると斯う云ふことに重きを置くことが少ない。それが爲めに規定が不完全なることを免れないのであります。第三は家族制度の美風を

我が國古來の立法 義 之を説明するに當り、諒解を得る爲ヨーロッパ大陸に於ける近き法學界の趨勢を簡單に説明をして見やうと思ふ。抑々法を制定し、之を社會の實生活に當はめて行かうとしても、吾人の生活状態は日進月歩に向上して、又生活状態が複雑となつて、法の規定のみでは却々實際に當符めることが困難であるから、そこで法律家は法律の解釋を巧みにして、文字に現はれて居る言葉のみで法律の趣意は明かでないといふ説明を段々するやうになり、一面に於ては文辭上より解釋をして法の眞意を發見することに努め、又一面に於ては論理上より法律の精神を擴張して或概念を發見した。此の概念に依つて法の規定を社會現象に當符

めやうとするやうになつたのであります。概念法學といふのは之から出て來たのであります。

然るに社會の進歩は急進であつて、社會現象は變化極らない、其の概念法學の力では當筈めることが出来ないことが少くない。例へば旅人が荷物を擔いで道路を歩いて居つた、使用をするが爲めに其の荷物を道端に置いて、其の道端の下へおりに居つた。其處へ或人が通つて見ると道端の松の木の根方に小さい荷物が置いてある、憚られたのであらうと思つて其人はそれを持つて行つてしまつて隠して置いたと假定する。之は窃盜になるか或は遺失物横領になるかと云ふ問題、窃盜論から行くと取る人は其の物は遺失物と思つて持つて來た譯、所がそれは遺失物ではない、自分が一寸下を下りて居る間に、持ておるのは面倒だから置いたのでありますから、さう云ふ所に差支が起る、概念を窃盜は斯う、横領は斯う、遺失物は斯うと決めても差支が起る。其他例は澤山ありますが、始終さう云ふ風に世の中の色々な事は、概念法論的に之を當筈めやうと云ふことは實行出來ないことが分つて來た。

それからもう一つは民法の是迄の概念法學研究では過失なければ責任なしと云ふことがあつた。然るにこ

ばならぬと云ふことを主張するやうになりましたのが所謂自由法派であります。

もう一つ新しい説、之は余程新しい説で、それは法律と云ふものは社會相寄ることを中心觀念とするのである。各個人及び各個の團體は其の團體に於て盡すべき職分を有してゐる。此の職分は其の人、其の團體に於て占むる地位に依つて決定せられるのである。國家の上に立つて居るものは充分に職分をやり、下の方はそれ程やらぬでも宜いと云ふのであつて、人は權利を有たない。元來人は社會の一員であると云ふ事實其のものから社會的に働く機能を果すべき事實上の義務がある、さうして其の目的に依つてなす行動は社會的價值があるので、社界的に保護せらるべきものである。例へば一人の人があつて其の身分に應じて或働きをする、其働きをするのは社會的に保護して行かなければならぬ、なぜかと云ふと社會と云ふものは其の人を保護して行つて始めて社會は相倚り相扶けて此の團體を保護して行くことが出来るからである。斯う云ふ理由になつてゐる。さうして其の社會と云ふことは、國家自身の心から出發すべきものである、社會の方から働けと云ふのではない。社會の一員となつて

れでは困ると云ふことが出て來た。例へば東京の或一部分に瓦斯會社がタンクを拵へて置いた、此のタンクが破裂して近所の家がそれが爲めに幾分壞れ人が怪我をしたと云ふ時に、瓦斯會社に過失があつたかと云ふと、過失あつたと見ることは出來ない。なぜかと云ふと瓦斯會社は警察官の取締りの下に検査を受けて、適當なりとする方法に依つてタンクを拵へて破裂すべき理由はない譯、そんなら破裂したのは不可抗力であるとして、全く知らないやうにして置いて宜いかと云ふと、さうは言へない、そこで近來はさう云ふ風なことがありまして時には過失はなくともさう云ふ災害の起る原因を與へたるものは責任を負はなければならぬと云ふ議論が出てきた。詰り町の中に以て行つて瓦斯タンクを拵へる、さう云ふ原因を造つたのは其の起つた災害に就ては責任を負ふべきものだと思ふ説が出て來まして、之も亦法律學の進歩した現象を現はして來たのであります。詰り概念法學で理窟ばかり言つては到底社會の生活の實際に當筈らないと云ふので、法の解釋は所謂自由たるべし、即ち自由法派と云つて文字意の解釋をしても構はない。法の本當の精神を探り求めて、さうして社會の實際生活に合ふやうにしなけれ

居るものは各々個人が自分の立場から働かうと云ふ心起すべき義務がある。個人主義より出發すべきものであつて、社會主義より出發すべきものでないと云ふのであつて、我が國古來の義勇奉公の説はこれと同じことなるのであります。

元來法と道德とをよく研究して見ますと、元々別々のものではない。唯區別は立つて居りますけれども、法律も道德も學說上から言へば倫理的規範に違ふ所はどう違ふかと云ふと、道德の方は人の思想と感情とを客體として居るものである。さうして個人の人格の完成を目的とする。法の方は人の行爲を客體として、個人相互と、個人と國家の關係を規律するのが法律の目的で、道德の方は人格の完成である。法の方は個人相互と、個人と國家の關係を規律して行くのが目的である。それから道德は立法者としては道德を主としなければならぬのであります。行政官、裁判官は道德にのみ依る譯に行かない。法令の下に於て仕事をするのが行政官、裁判官でありますから、道德と云ふものは行政法と道德が出來得る限り融合することが出来るやうになりますのが、之が所謂法の社會化を圖ると云ふ譯に

なるのであります。

ヨーロッパの學說の状態は、さうなつて居るのであります。私が國の古來の法律を見ますと、近來の哲學者が唱へて居りますやうに、道徳の方とは一緒であつて道徳と法律の區別を明かにしない。日本の方は支那の唐の時代の法を受けて來たのであります。其の當時は法と道徳との區別が明瞭でない。日本の古い法律は法と道徳と一緒に規定してあつたのであります。それは大實律の殘りである律疏殘篇、北條泰時の作りました貞永式目、斯う云ふものに依つて其の點は明かにすることが出来るのであります。

現今の立法主義、それは前述べました如く從來の法律では、我國の國情に副はない點が多々ある。ここに改正の必要を認めまして、大正八年七月に、臨時法制審議會を設け、法律制度を調査審議することになつたのであります。それで現在審議中のものには民法、刑法、行政裁判所の改正であつて、既に審議を終り中には法律となつて出て居るものがある。それは陪審法、信託法及信託業法、選舉法、それと大正十三年一月一日より施行せられました刑事訴訟法であります。この刑事訴訟法には醇風美俗を重んずる趣意に於て大分規定が

どういふことを話されたかと云ふと、何處の國民にも傳統的精神と云ふものがある。此傳統的精神の最も旺盛なる國民が民族として一番偉いのである。此傳統的精神を最も多く持つて居るのは聞く所に依ると日本人であると云ふ。それ故にあなた方は日本の傳統的精神に依つて日本民族の發達を圖らねばならぬと云ふのであつた。此意外の話しを聞いて感動した。其言葉の内には、日本の傳統的精神は動もすれば衰へることがあるのではないかと云ふことも云ふた、これは時の練習艦隊の司令官が歸つた時に直接聞いたのであります。此濠洲總督の話聞いて考へて見ますと、傳統的精神の最も今日旺盛なる國民は我日本國民と英國の國民であらうと思ふ。之を一朝にして捨てることはどうしても出来ない、此傳統的精神を保持することの最も旺盛なる國民は何れも醇風美俗を持つて居らなければならぬと思ふのであります。

然らば醇風美俗はどういふものであるかと言ふと、簡單には説明し難い言葉であります。我國には各國民に比較しますると特殊の國體と民族精神とありまして、多年之れが薰醸せられ、涵養せられて、一種獨特の氣風が存して居ることは争ふ可らざる事實であると

置かれてある。司法省で發表しました刑事訴訟法理由書の最初に改正の要點を擧げて、第一に道義を重んじ醇風美俗を保持するの趣旨を以て幾多の規定を設けたと云ふことがあつて、從て各條に殆ど醇風美俗保持の趣旨が認められるのであります。要するに法律は何れも我國固有の國民思想に適合するやう作つて行かなければならぬといふことになつて居ります。

醇風美俗 民族の存在して居る以上は、民族の精神の存在すると云ふことは明瞭なる譯でありまして、此の民族には傳統的一種特別の風俗がある。我國では此傳統的一種の特別の法を名付けて醇風美俗と古來學者は名付けて居る、此風俗があります以上は之を保持し、之を適當に發達せしむる必要があるであらうと思ふ。現今の如く各民族が互に競争し、又相争ふと云ふ状態で行かなければならぬと思ふ。之に就て一つ御話を置かなければならぬのは、我海軍の練習艦隊が濠洲を訪問したことがある、其時の濠洲總督は海軍大將であります。この提督に士官候補生、機關候補生の爲めに講話を請ふた。總督は大變喜ばれて、未來の日本の海軍士官に御話をしやうと云ふので話を話された、

思ふのであります。此氣風がありまするが爲に我國は建國以來假に二千五百有余年と致しまして、其間我祖先は他國に類例を見ざる皇室を戴いて居る。外國からは曾て征服せられたことはない、さうして我大和民族の誇を維持して來たのであります。此氣風は武士の肉に在りましては所謂武士道となつて現れたのであります。此氣風は所謂一旦緩急あれば忽ち勃發して、我國は一度支那と戰つて捷ち、再々ロシアと戰つて捷つことを得たのであります。其獨特の氣風の存在して居る状態を醇風美俗と名付けて居る譯であります。我國體の方から申しますと、我國體は天孫降臨以後一系の皇室でありまして、陛下は天孫に從つて此國に來たものであると認められて居る、皇室と臣民との關係はこれは自然の結合である、他國の國民の如くに戦に依つて征服せられて大和民族が出來たと云ふのではない。自然の結合が皇室と臣民との關係になつて居る、さうして儀禮を申しますれば君臣でありますけれども、情に於ては父子の關係である。これは今上陛下の御大典の際の詔勅にも、義は君臣として情は則ち父子の如しと云ふ御言葉があつたのであります。古來我國の國體を論ずるものは此御言葉を説いて居る譯であります。

國民各自に自然に天性上自分の父母を思ひ孝を親すと云ふ心は、父祖が會て皇室に忠を盡した心を承繼く譯で、所謂忠孝一本の俗を成す國となつた譯であります。

これを他の國民の状態と比べると大分違つて居る。誰が教へたか、誰がどう云ふ風に教育したか分らない、我國は所謂ことわけざる國と云ふので、理窟を言はないことになつて居る、昔から忠孝を勵げまして、禮儀を重んずる、其の心は如何にも和平である、もう一つ違ふ所は、富貴の人と貧賤の人との間に大なる差別がない、之は外國の近い例が、支那邊りに行つても直ぐ分ること、支那の勞働者は支那の讀書人と稱する紳士階級とまるで別世界の如く違ふ、上の人人は人力車に乗つて居つても車夫と決して話をしない。又日本は近親、郷黨相交るに情と義とを以てして、一家一郷が和氣霽々たる状態になつて居る、支那人の話しを聞いて見ると、日本には完全な儒教が行はれて居る、支那には儒教は今日行はれてない、學者が儒教を説き、道德の議論をして居るけれども、國民の間にはさう云ふものは行はれて居ないと云ふ。さうして日本國民の思想は、身を持つること實質素朴でありまして、廉耻を尙び、節義を重んじ、國家に難があれば、身を捨て、

外國にはない。外國では即位式の時に親に孝を盡すと云ふことはない、これでも我國体が他の國と違つて居ると言へやう、詰り古への政事を爲す者は倫理の大義を正して何處までも我國風の良い所を保つて行かうと云ふことに努めて居つたのであらうと思ふ。

それから古い法律の中には忠孝を本として廉耻を重んずると云ふことを頻りに規定して居る。古い法律では律疏殘篇の中にある、それから貞永式目の中に載つて居る、之がやかましい法律の研究材料で、近世の法律では貞永式目が一番良いとなつて居る、之は全く人倫の道を本として法律が出来て居るのであります、之に對しては足利時代に建武式目が出来まして、徳川時代に徳川百ヶ條が出来たのであります、此等は皆道德を本となつて居るのであります、要するに徳川の百ヶ條に至るまで忠孝を本とし、廉耻を重んじて法律が出来て居つたことは疑ひない。然るに先刻申上げた通り條約改正の爲め西洋風に法律が變つてしまつた、之はどうしても今後改めなければならぬと云ふ方針に依つて刑事訴訟法が第一に日本の醇風美俗を保持する趣旨の規定を設けたのであります。

刑事訴訟法中　これが條文として現はれて居るものを

之に殉ずる、死を期することを厭はないと云ふ風がある。所謂國体の精華である、斯う云ふことは、自分ではよく分らぬが、外國に比べて見ると非常に日本人の特性があることが分るのであります。古いものを見ましても、例へば聖徳太子の憲法第十七條に和を以て尚しとなす、逆ふなきを正となす、と平和と云ふことをその第一條に掲げて居られる。明治二十三年に御發布になりました教育勅語にも、『我カ臣民克ク忠ニ克ク孝ニ徳兆心ヲ一ニシテ世々厥ノ美ヲ濟セルハ』と云ふことを宣はせられたのは、要するに我國体の状態を言ひ現はされて居ることは疑ひない。

かゝる美風は、どう云ふ所から來たのであるか、之を簡単に言へば、我國國民の天性の然らしむる所でありませう、けれども日本國民全体が皆親に孝行であり、又悪い事をしないと限つたものでない、中には親不孝な者も、不忠なものもあつたのであります、併し上流に立つ所の政治をする者、又國民の模範となるべき人々は要するに我國の醇風美俗を保持することに余程努めたことは疑ひない、神武天皇の御即位の際の詔が日本書記に出て居りますが、「諸虜既に平ぎ、海内無事を以て天神を公祀し大孝を宣ふべし」と斯うある、之は

擧げますと

刑事訴訟法の第二百五十九條に「祖父母又ハ父母ニ對シテハ告訴ヲ爲スコトヲ得ス」と云ふ規定がある。之が所謂日本の國民が孝道を盡した其の趣旨、不孝の罪に當る。祖父母、父母が子供に對して何か犯罪行為をした時には子供若くは孫から訴へないでも檢事、司法警察官が罰する必要があると云ふ趣旨、子として父母を訴へ、祖父母を訴へることは宜しくないと云ふ趣旨、之は日本の國風に於ては認めることが出来ないといふので此の條文を置かれた。もう一つ古い法律にありまして今度認められた條文は、第五百四十六條であります、其の第六に祖父母又は父母が七十才以上であるか、又は廢篤疾の病人でありまして、若し若いものを監獄に入れたならば之を養ふ者がないと云ふ時は、檢事は刑の執行を停止することができる、之は明治の初めにありました、それを暫く條約改正實施の際の法律には實施せず置いていたのであります、今度又刑の執行停止の所に持つて行つて孝道を盡さしむるために暫くの間監獄に入れることを止める規定を置いたのである。次に第二百六十四條に「刑法條百八十三條ノ罪ニ付テハ婚姻解消シ又ハ離婚ノ訴ヲ提起シタル後ニ非テレ

ハ告訴ヲ爲スコトヲ得ス」之は有夫姦の場合、今日迄の状態では有夫姦には弊害があつて困る。自分の妻が姦通したと云ふ時分に告訴をして置いて、甚しいのは男だけ罰して呉れ妻を罰して呉れるなどいふものがある。有夫姦を認めて告訴をする以上は此の犯罪は不可分の關係にあるから、それを一方だけ罰して自分の妻を罰して呉れるなど云ふのは訴訟手續の上に於て甚だ不當なるのみならず、斯う云ふ要求をする者が多く金でも貰つてやめてしまふと云ふことがある、それならば告訴しないが宜い、そこでさう云ふ弊害の多いことを認めて、日本の家庭の是までの習慣から申ししても告訴する位ならば離婚するがよい、離婚が出来ないならば告訴を許さないと云ふことに刑事訴訟法ではした。

婦女の身体を搜索する場合、之は豫審判事又は司法警察官が成年の婦女をして之に立會はしめる、男が濫りに婦人の身体に手を觸れて嫌がることをすべきでない、假令被告と雖も婦女には貞操といふものがありますから、婦人の嫌がるのを無理に身体を搜索することをさせないと云ふのが第七十六條にあります。

其の次は刑事訴訟法の各所に現はれて居りますが、

第二百六十二條は「死者ノ名譽ヲ毀損シタル罪ニ付テハ死者ノ親族 遺族又ハ後裔ハ告訴ヲナスコトヲ得」第三百四十條の第二項には「單ニ風説又ハ素行ヲ記載シタル書類ニシテ人ノ名譽ヲ毀損スル虞アルモノハ之ヲ朗讀スルコトヲ得ス」其の位名譽を保護することを刑事訴訟法では認めて居る譯であります。

今度の法制審議會で今研究して居る委員會に於ても名譽をもう少し保護する規定を刑法の上に置かうと云ふことに大体決つて居る、現今日本の状態では名譽を毀損されても如何とも仕方がない。例へば新聞に悪口を書かれる、それが虚であると云つて告訴をする、新聞では冷笑して尙ほ書く、新聞に書かれたら御自分が何等疚しいことがなくても、到底其の恥辱を雪ぐ途がないやうになつて居るのであります、斯う云ふやうな點は刑が軽い。又社會の實際の制裁が名譽に對しては七十五日経つたから宜から、と云ふやうな名譽を輕んずる風が起つたのが宜しくない。イギリスなどは少しのことを悪く言はれてもすぐ告訴して何處までも名譽を重んじ廉耻を重んずると云ふ主義が今日でも旺盛である。人が耻と云ふことを知らなくなつたならばどんなことでも出來、名譽を重んじ耻を知るから始

第三百三十四條に「被告人ニ對シテハ被告事件ヲ告ケ其ノ事件ニ付陳述スヘキコトアリヤ否ヲ問フヘシ」第三百三十五條に「被告人ニ對シテハ丁寧深切ノ旨トシ其ノ利益ト爲ルヘキ事實ヲ陳述スル機會ヲ與フヘシ」其他之に類した規定が幾らもありますが、要するに被告人を處遇する上に於て、我國では昔からさう云ふ慘酷なことはして居ない、支那若くは西洋の刑罰の歴史、監獄の歴史などを調べて見ますと、實に慘酷極つたものがあるが、さう云ふことは日本にはなかつたのであります、隨分徳川時代に日本橋の袂で鋸引きを致したと云ふことも遺つて居ります、之は凶惡極るものをさう云ふことをしたことがあるやうでありますけれども一般の被告人に對しては極めて温情を以て接して居つたと云ふことが見られる。

其の次は第二百五十三條、被告人の名譽を保護すると云ふ、之は被告ばかりでなく他の證人、關係人に對しても名譽を保護する規定を置いてあります。「搜索ニ付テハ秘密ヲ保チ被疑者其ノ他ノ者ノ名譽ヲ毀損セサルコトニ注意スヘシ」不名譽になるやうなことを官吏の方で勝手にやることは宜しくないことになつて居る。

めて極端な變なことをしない。人から辱しめられても平氣な顔をして居るやうになつたならば、到底世の中の秩序は保つ事が出來ないやうになるだらう。如何に我國人は我國の祖先は廉耻を重んじ名譽を尙んだと云ふことは事實の上に幾らでもあります、例へば戦争をする際には必ず敵に向つて名乗りを揚げた、構合から出て不意打を喰はせると云ふやうなことはして居ない、戦争に出る時分には必ず鎧には自分の家の紋の付いたものを着る、或は旗差物は自分の紋を付けて居る、敵の前では何等卑怯なことは出來ない、戦つて負ければ己むを得ないが、所謂汚ない振舞は出來ないといふ風になつて居る、これが明治になつてから、人からどんなことを言はれても名譽を保持することが出來ないのは面白くないから、先づ刑事訴訟法で保護するといふことを規定した譯であります。

先づ以上列擧したやうなものであります。

鶴と龜

鶴は千年龜は万年と申して、芽出度い事にはきつと持出されるが、さて鶴は千年も生きてゐるのぢやろか」と一人の男不思議がるに、連の男「鶴は千年生きることも、動物園へ行つて見る羽がもうすつかり眞つ白になつてゐる。」「でも、變だよ、黒いのがちよいとあるから」「わい、あれが、一年々々白髪になつて行くのさ。」

感激すべき

故足立部長の責任感

二月二十六日午前零時四十分頃大阪刑務所(堺市在)事務所東側にある假設物置より發火し、前夜來の烈風に煽られて、中に藏置されてゐた木屑藁などの可燃物を見る／＼火箱をまし、加ふるに水利息はしからず、漸く吏員並に消防隊の必死の努力により該物置一棟を焼きたるのみにて一時半鐘火、損害僅少であつたとは不幸中の幸であつた。

然るに、この火災の裏に一の悲しい事件がつけ加へられた。は同建物のある第三區擔任當直看守部長足立六三郎氏は、夜業罷業時から午前一時迄不寝勤務についてゐたが、出火せし頃は、恰も交代時に迫つてゐたので、區内を一巡したをり柄發火を知り直ちに防火に努めたが、まもなく坪井所長が臨場されたのを知るや、濃煙のうちより飛び來り、泥中に膝づいて「誠に申わけがございません」と再三涙を流して陳謝し、恐縮してゐた。

所長は、これに對し「事故に至りては、致し方がないから早く鎮火に努めよ」と諭したので同氏は、直ちに身を挺して猛火のなかに入り、必死となつて消火につとめ、隣棟の屋上に登り

延焼を防ぎつゝあつた。

鎮火の後所長がその現場に臨んだときも何防火用の馬口を手から放さず「洵に申しわけございません」と涕泣し、しきりに陳謝してゐたが、深い責任感から異常の興奮をしてゐるやうに見えたので坪井所長も「延焼せずして大事に至らなかつたのは君等の努力によるのであるから先づ安心せよ」を慰撫する處があつた。然るに其後も監督者に出席ふ毎に「火氣の丁締についでには日常所長から嚴重な訓示があつたに拘はらず自分の當直の際にこの失態を爲し、國有の建造物を焼失せしめたのは誠に申しわけがないそれだのに所長を初め監督者から嚴酷叱責するものないのは一層心痛の至りである」などと口走り、頗る興奮してゐる様子認められたので、主任の看守長は、一二の看守にその行動を注意させてゐたのであつた、そして收容者の起床時刻の頃には稍沈靜の状態になつてゐたのであつた。

然るにやがて午前五時三十分出業者の點檢をなす時が來た、ところが足立部長の姿が見えない、そこで大騒ぎとなり方々探し廻つたが、遂に日頃使用しない同區古井戸の中に投身自殺してゐたを發見したのである。

責任自殺——それは従らに批議すべきものではない、發火時の彼の狀態と云ひ、同氏日頃の責任感に強き勤務振から察するとき、思ひ返しても思ひ返してもこみ上げて來る底深き責任感に堪え得ずして、遂に死をえらびし故部長の情を、しづかに懷念したい。古の武士は死を以て謝した——如何に時代的觀念

を以てするも、これを非難するとは出来ない。否すべての批評を避けてそれほどまでに思ひつめた心根に合掌したい。たゞ思ふとは道義の念に乏しきこの時代に、かくまでも責任感に強き足立部長を吾人の世界から失つたとは如何にも遺憾である。若しなほ世にありて典型的な勤務振を續けて行つたならば、受刑者の教養上ならびに同僚諸氏の模範となつたことであらうにとそれを思ふて涙なきを得ない。

本會は特に同氏の靈及家族を慰藉するの意味に於て特別を以て金壹百圓を贈與した。

岐阜便り

本派本願寺管長代理大谷尊由師は今回岐阜縣下の巡錫に際し四月二十六日岐阜刑務所を訪問し、受刑者一同に懇篤なる教誨を施された。

當日は早朝より傳へ聞いた善男善女は法駕を迎へんとして沿道に溢れ、殊に門前は「勿体なや御門跡様が刑務所にお越しとはなんと云ふ受刑者達は仕合せなことだ」と語合ひつゝ、殺到せり。

かくて午前十時豫定より三十分早く着せられた爲め、職員は慌しく出迎へ、堀川教務主任は一行を所長室に案内し、それより直ちに受刑者を教誨室に集め、出原教誨師の讀經あり、次で尊由師の近況に就て簡單なる紹介終るや、梅津所長代理、堀川教務主任を先導に尊由師は教誨室に臨席せらる。

この時、恰もしめやかな春雨は土砂降となり、受刑者の緊張はあたりを壓するものあり、堂内靜謐、卓上に置かれた櫻はたゞ獨り咲き誇り、壯嚴なる光景を呈せり。

極めて親切平易なる教誨にて、その語頭受刑者の身に及ぶや、彼等の心臓を衝き、阿彌陀佛の絕對救済に移るや、眞に法院の境に逍遙し深き感激を興へたり。かくて午前十一時隨行員北島瀧子野本空二氏を從へ黒野別院へ向はる。

教誨後、受刑者の感想を聞くに、喜びの餘り嗚咽するもの、信念の必要を感じたと云ふもの、意志の薄弱が悔裡にしみ込みしと云ふもの、かゝる善知識を迎へられた職員の厚意を謝すと云ふもの等ありて孰れも感謝の意を表し教化上著しき効果をもたらせり。

殊に、茲に特筆すべきことは、尊由師の刑務所訪問を傳へ聞いた某釋放者は同師の乗れる自動車に岐阜別院門前を通過せんとする時、折悪しく路上に残された馬糞に氣付たる善男善女はこれを捨てんと喚き騒ぎたるも、既に自動車が見はれたる爲何等施し得ざるを見て、道路に飛出し兩手にてこの馬糞を掴み「自分が改心させて貰つた刑務所にお越しになるんだ」と語りつゝ、側に運びしより人々は呆氣にとられ彼らの熱情溢る態度に感激せりと、因に彼は天正九年の釋放者にて前科二犯の者なり。

刑務所地名變更

秋田刑務所所在地「南秋田郡川尻村」は今回秋田市に編入された。

叙任辭令

看守長、廣島刑務所勤務、月俸五十七圓給與
 同 重富一郎(山口)
 任看守長、岩國少年刑務所勤務、月俸五十三圓給與
 同 梁瀬三男吉(前橋)
 任看守長、銅路刑務所勤務、給十級俸
 看守長 伊藤助秀(京都)
 岐阜刑務所高山支所長ヲ命ス
 同 公文男(高知)
 廣島刑務所勤務ヲ命ス
 同 白木清吉(岐阜)
 京都刑務所勤務ヲ命ス
 同 小林利吉(千葉)
 水戸刑務所勤務ヲ命ス
 同 田畑明照(名古屋)
 千葉刑務所勤務ヲ命ス
 同 小田倉一(廣島)
 名古屋刑務所勤務ヲ命ス
 同 長谷川友松(銅路)
 函館刑務所勤務ヲ命ス

高知刑務所勤務ヲ命ス
 同 松本時一郎(岩國少年)

大谷日宥

任教諭師、千葉刑務所勤務ヲ命ス、七級俸下賜

六級俸下賜、依願免官
 同 教諭師 大岡純雅(千葉)

十級俸下賜、依願免官
 同 藤澤繪雲(鹿兒島)

任司法屬、行刑局勤務、給五級俸
 看守長 山本作藏(水戸)

神戶刑務所勤務ヲ命ス
 同 大武鐵四(福島)

朝鮮總督府典職 上野傳(新義州)

全 典職補 不動藤太郎(清津)

全 富田良吉(水浦)

全 典職 清原孝太郎(開城)

全 典職 義田長平(釜山)

全 寺川鎮次郎(海州)

全 小松數馬(大田)

全 小山鉦次(光州)

陸叙高等官五等

刑務令規

司法省行甲第五四八號(大正十五年四月二十一日)

刑務所長
 少年刑務所長

定期刊行雜誌印刷ニ關スル件

編記印刷物ノ注文ニ應シ施行ノ際ハ從來各所トモ印刷物ノ内容
 裝訂頁數等ニ關シ刑務作業トシテノ適否等ニ付周到ナル注意ヲ
 拂ヒ遺憾ナク施行相成居候事ト被存候得共尙教化上充分ナル考
 慮ヲ要スヘキ點有之就中思想問題若シクハ性的方面ノ記事ヲ印
 刷スルカ如キハ就業受刑者ノ好奇心ヲ唆リ惡習ヲ感知シ遂ニハ
 教化上憂フヘキ弊風ヲ助長スルコト、可相成候條尙後定期刊行
 雜誌等ノ印刷ニ當リテハ其内容査閲等ニ付細心ナル注意ヲ拂ヒ
 刑務作業ノ主旨ニ背戾スルカ如キコトナキ様特ニ御留意相成度
 候

司法省行甲第五七三號(大正十五年四月二十九日)

刑務所長
 少年刑務所長

電動機取扱方ニ關スル件

原動機ノ取扱方ニ關シテハ其ノ職務規程ニ基キ當該作業技手ヲ
 シテ之ヲ主宰セシメ居ラレ候事トハ思料候(共本人不在若シク

ハ專任技手ヲ欠ク等ノ場合之ニ關スル知識經驗ニ乏シキ者ヲシ
 テ取扱ハシムル結果往々不測ノ危險災害ヲ誘起スルノ事例尠ナ
 カラサルヲ以テ如斯場合ニ處スル爲メ平素之カ取扱ニ關スル技
 術ヲ習得セシメタルモノヲ補充若シテ決定シ置其ノ者ニ限リ
 取扱ハシムル様御取計相成度尙爲參考始動抵抗器ヲ有スル電動
 機ノ取扱方ニ關スル注意事項別紙添付致置候

電動機取扱ニ關スル注意事項

- 一、電動機ニ附屬スル始動抵抗器へ電流ノ通ヘル方向ニ電動機
 ノ「スリッパリング」把手ヲ動かカスコト
- 二、始動抵抗器把手ノ最高抵抗位置ニアルヤ否ヲ檢シ然ラサル
 場合ハ必ス之ヲ最高抵抗位置ニ至ラシムルコト
- (以上運轉前準備)
- 三、電動機ニ屬スル「スキッチ」ヲ接續ス(始動時)
- 四、最高抵抗位置ニアル始動抵抗器ノ把手ヲ徐々ニ最低抵抗位
 置ニ轉スルコト
- 五、電動機ノ「スリッパリング」把手ヲ動かシテ「スリッパリン
 グ」ヲ短絡シ電流ヲ直接ニ電動機ニ導クコト
- 六、最低抵抗位置ニ至レル始動抵抗器ノ把手ハ之ヲ最高抵抗位
 置ニ復シ置クコト

司法省行甲第五九七號(大正十五年四月三十日)

刑務所長
 少年刑務所長

在監者食糧給與手續中改正之件通牒

今般就業者ノ保健上並能率上ノ必要ニ依リ大正三年監甲第二〇四號通牒在監者食糧給與手續第二號作業別食量表中印刷工ノ細目欄ニ「車輪」ノ細目ヲ新設スルコト、シ之ニ對シニ合同号ノ食糧ヲ支給スルコトニ決定斷固今右ニ依リ御取扱相成度候

司法省 行刑局 行甲第六三八號(大正十五年五月五日)

少年 刑務 所 長

備外作業ニ關スル件通牒

作業章程改正ノ結果標記ノ件ニ關シテモ新設作業ニ非サル限り適宜施行相成差支無之候ヘ共往々事故發生ノ基因ヲ爲ス場合多キヲ以テ慎重注意ヲ要スルハ元ヨリ多人數出役ノ場合等特種ノモノニ限リ左記事項ヲ詳記シ事前報告相成候様致度候

記

- 一、受刑者ノ種類員數
- 一、作業種類施行方法
- 一、刑務所及出役箇所ノ略圖距離附記ノコト
- 一、戒護方法
- 一、其他參考事項

司法省 行刑局 行甲第六七四號(大正十五年五月十日)

少年 刑務 所 長

少年 刑務 所 長

刑罰計算ニ關スル件

標記ノ件ニ關シ別紙甲並照會ニ對シ乙號ノ通回答相成候様爲參考及送付候

(別紙) (甲號)

盛少發第一三九號大正十五年四月二十九日

盛岡少年刑務所長 鈴井正親

司法省 行刑局長 泉二新熊

刑罰計算方ニ關スル件

左記設例ノ如キニ執行再始ノ場合ニ於ケル法定未決拘留日數通算順序ニ付甲乙二設有之甲說ヲ妥當ト思料致候ヘ共聊カ疑義有之候ニ付何分ノ御垂示相成候様致度候

左記

【設例】

憲役壹年六月未決拘留日數四十九日算入

刑罰起算日 大正十四年八月十五日

刑執行停止釋放日 大正十四年十一月十四日

刑執行停止取消ニ依リ執行再始ノ日 大正十五年四月廿四日

【甲說】

憲役壹年六月ヲ刑執行再始ノ日即チ大正十五年四月廿四日ヨリ起算シ既ニ執行済ニ保ル日數二ヶ月三十日ヲ積算シテ終期ヲ大正十六年七月廿四日トシ其終期ヨリ開テ法定未決拘留日數四十九日ヲ算入シ大正十六年六月五日ヲ行期終了日トス

【乙說】

憲役壹年六月ヲ刑執行再始ノ日即チ大正十五年四月廿四日ヨリ起算シ法定未決拘留日數四十九日ヲ算入シテ終期ヲ大正十六年九月四日トシ其終期ヨリ開テ既ニ執行済ニ保ル日數二ヶ月三十日ヲ積算シ大正十六年六月四日ヲ行期終了日トス

【乙號】

司法省 行刑局 行甲第六七四號大正十五年五月十日

司法省 行刑局長 泉二新熊

盛岡少年刑務所長 鈴井正親

刑罰計算ニ關スル件

標記ノ件ニ關シ發第一三九號ヲ以テ御照會相成候處右ノ御意見ノ通甲說ヲ妥當ト思料致候

司法省 行刑局 行甲第七一九號(大正十五年五月十九日)

少年 刑務 所 長

會計實地検査狀況報告ニ關スル件

必要有之候ニ付明治三十七年五月司法會訓令會檢甲第一〇七號ニ依リ標記報告ノ際ハ更ニ其ノ寫ヲ一通提出方御取計相成度候追テ之カ記號方ニ關シテハ往々簡略ニ失シ事詳知シ願キ候有之候ニ付大正二年八月司法會會計課長通牒會甲第三六八號ニ基キ詳報相成度候

本會々報

茶話會

五月八日午後一時より茶話會を開催、映画(生きる悲哀)を映寫后、司法書記官大森洪太氏の「滯英雜話」の講演あり三時半散會した。因に當日の參會者は

- | | | | |
|--------|---------|--------|--------|
| 佐々木 謙衛 | 野崎 辰雄 | 越田 利二 | 千野 頌晴 |
| 木下 弘 | 東山 惠雄 | 田中 清一 | 工東 寅信 |
| 河島 仲和 | 西山 三郎 | 山崎 捨吉 | 古田 四正 |
| 相澤 三郎 | 笠井 一也 | 大塚 定吉 | 武田 隼安 |
| 廣島 松吉 | 加藤 敬榮 | 所 鶴彦 | 西村 安太郎 |
| 秋山 吉光 | 富井 隆信 | 津久井 作司 | 長岡 謙雄 |
| 川添 敬三 | 萩原 定一 | 星 景輔 | 中山 好 |
| 大島 德治 | 佐々木 豊茂 | 中村 利義 | 古屋 盛安 |
| 大田 卯八 | 双木 文四郎 | 中田 達治 | 中田 主税 |
| 生田 八栗 | 山本 作藏 | 高橋 佐一郎 | 藤井 藤藏 |
| 田中 秀實 | 伊藤 忠次郎 | 枇杷橋 喜一 | 松田 正齋 |
| 竹内 照 | 石川 徳順 | 角田 重美 | 吉川 三雄司 |
| 藤下 伊一郎 | 井川 信一 | 佐藤 乙二 | 堤 喜一 |
| 武者 由次 | 小笠原 長貞 | 本良 英龍 | 山本 巳之吉 |
| 武笠 龍太郎 | 押久 保初吉 | 藤井 惠照 | 内田 保三 |
| 田名 綱市郎 | 藤崎 正雄 | 仁科 正次 | 吉岡 利兵衛 |
| 山田 喜重 | 黒正 太助 | 藤川 滋學 | 内藤 重雄 |
| 安川 敬次 | 土川 福次郎 | 片桐 雪城 | 福地 隆 |
| 土倉 是空 | 其他 太會職員 | | |

行刑統計

大正十五年二月中入出監並月末在監人員

(△ハ減)

受刑者	越員	入監	出監	現員	前月末日		前月同月		前月比較	前月比較
					現在	減	現在	減		
刑事被告人	三,三六九	三,〇〇八	三,〇〇四	三,〇〇六	三,〇〇一	三,〇〇一	三,〇〇一	三,〇〇一	△	△
勞務場留置者	一六六	三,六六六	三,六六七	三,五六八	三,五六九	三,五六八	三,五六八	三,五六八	△	△
乳兒	一八	三	三	二七	一六	一六	一〇	一〇	〇	〇
總計	四,一七七	六,六六八	六,六六七	六,六八八	四,七二七	四,七二七	三,九〇〇	三,九〇〇	△	△
男	四,一七七	六,六六八	六,六六七	六,六八八	四,七二七	四,七二七	三,九〇〇	三,九〇〇	△	△
女	九〇	二〇二	三九九	九二	九六	九六	九八	九八	△	△
計	四,二六七	六,八七〇	七,〇六六	六,八〇〇	四,八二三	四,八二三	四,〇〇〇	四,〇〇〇	△	△

備考 內朝鮮人受刑者男 五四五人 刑事被告人男 五二人 支那人受刑者男一〇一人 刑事被告人男一五人
英人受刑者男 一人。米人受刑者男 一人。露人受刑者男 二人アリ。

大正十五年二月中在所者人員表

刑務所別	受刑者		刑事被告人		學役留置者		乳兒		合計	
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
小倉	一一二	一一	一	一	二	一	一	一	一一三	一一
市谷	一一七	二	一	一	二	一	一	一	一二〇	二
豐多	一〇六	一	一	一	二	一	一	一	一一〇	二
集多	三三七	一	一	一	九	一	一	一	三三九	二
橫濱	一五〇	一	一	一	三	一	一	一	一五四	二
千代田	七九九	一	一	一	五	一	一	一	八〇〇	二
水戸	四三六	一	一	一	三	一	一	一	四四〇	二
宇都宮	四三九	一〇	一	一	八	一	一	一	四四八	二
前橋	九八五	一	六	六	一	一	一	一	一〇〇三	二
靜岡	五九六	一	六	六	一	一	一	一	六〇四	二
甲府	七三三	一	六	六	一	一	一	一	七四〇	二
長野	六三〇	一	六	六	一	一	一	一	六三八	二
新潟	一〇〇	一	六	六	一	一	一	一	一〇八	二
京都	一〇〇	一	六	六	一	一	一	一	一〇八	二
大阪	一五三	一	六	六	一	一	一	一	一六〇	二
神戶	一五三	一	六	六	一	一	一	一	一六〇	二
奈良	六六六	一	六	六	一	一	一	一	六七〇	二
滋賀	一〇〇	一	六	六	一	一	一	一	一〇七	二

